

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2019年6月18日提出 |
| 【発行者名】 | U B S アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 三木 桂一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア |
| 【事務連絡者氏名】 | 佐井 経堂 |
| 【電話番号】 | 03-5293-3667 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | U B S グローバルC B オープン（年4回決算型・為替ヘッジあり） U B S グローバルC B オープン（年4回決算型・為替ヘッジなし） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | U B S グローバルC B オープン（年4回決算型・為替ヘッジあり） 2,500億円を上限とします。 U B S グローバルC B オープン（年4回決算型・為替ヘッジなし） 2,500億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）

UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）」を「年4回決算型・為替ヘッジあり」、「UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）」を「年4回決算型・為替ヘッジなし」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、2,500億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%^{*}（税抜3.0%）が上限となっております。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

（６）【申込単位】

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年6月19日から2019年12月17日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、外国籍投資信託¹への投資を通じて、世界各国の転換社債等²に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 「年4回決算型・為替ヘッジあり」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）、「年4回決算型・為替ヘッジなし」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス）（以下、UBS(CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）およびUBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス）のそれぞれを「指定外国投資信託」ということがあります。）に投資を行います。
- 「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、委託会社（指定外国投資信託の投資運用会社を含む）が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。）

ファンドの基本的性格

< UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり） >

1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 (転換社債) |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | | |
|---|-----------------------------|--------------------------|-----------|---------------|------------------|----|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 | グローバル (含む日本) 日本 | ファミリーファンド | あり (フルヘッジ) | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) | 北米 欧州 アジア オセアニア | | | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | | | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (転換社債)) | その他 () | アフリカ 中近東 (中東) | | | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（転換社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（転換社債））とが異なります。

< UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし） >

1) 商品分類

| 単位型投信・ 追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 (転換社債) |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-----------------------------|--------------|-----------------|------------------|-----------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル (含む日本) | | |
| 大型株 | 年2回 | | | |
| 中小型株 | 年4回 | 日本 | | |
| 債券 | | 北米 | ファミリーファンド | あり () |
| 一般 | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| 公債 | | | | |
| 社債 | | | | |
| その他債券 | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| クレジット属性 () | | オセアニア | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (転換社債)) | その他 () | アフリカ | | |
| | | 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 () | | エマージング | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（転換社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（転換社債））とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 世界各国の転換社債（以下「CB」ということがあります。）等を実質的な主要投資対象とします。

- ・銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを考慮します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB－未満）の銘柄への投資も行います。^(注)

(注) 投資適格未満（BBB－未満）の銘柄の組入れ比率については、市場環境の変化等に伴い発行体の信用力が低下するような局面等においては上昇する可能性があります。

2 「年4回決算型・為替ヘッジあり」と「年4回決算型・為替ヘッジなし」の2つのコースからお選びいただけます。

- ・「年4回決算型・為替ヘッジあり」は、投資先指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ・「年4回決算型・為替ヘッジなし」は、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円高時の為替変動リスクがある一方、円安時には為替収益が期待できます。

3 指定外国投資信託の運用は、UBS AG, UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)*が行います。

- ・UBS AG, UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)は、スイスを本拠地としたグローバル総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。

*UBS AG, UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)は、グループの組織の変更を受けて、関係当局の認可等を前提に2019年6月中に、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーとなる予定です。

4 年4回決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

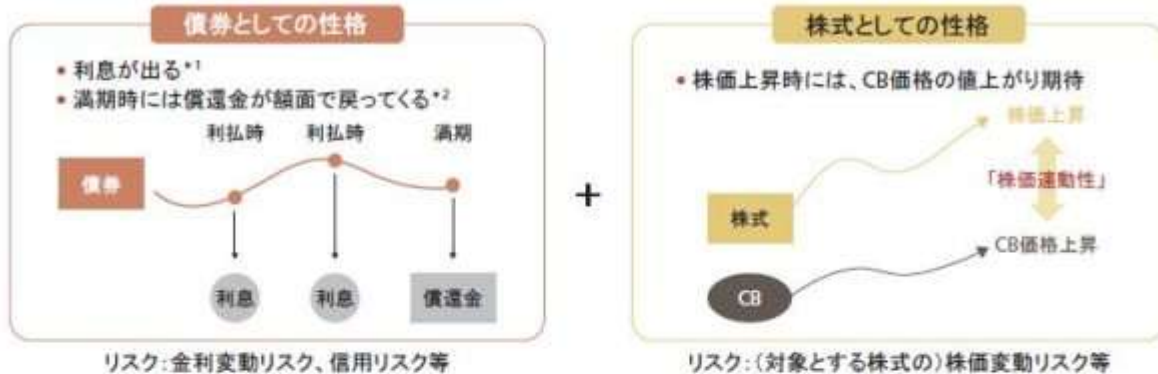
- ・収益分配は、各計算期末の前営業日の基準価額水準に応じてあらかじめ定めた金額を分配することを目指します。(10,500円未満の場合は委託会社が決定します。)ただし、委託会社の判断で、あらかじめ定めた金額と異なる金額を分配することや、分配を行わないことがあります。
詳しくは後記「分配方針」をご覧ください。

■ CB(転換社債)とは

- CBとは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債です。



- CBは「債券としての性格」と「株式としての性格」をあわせ持っています。



- *1 利息(クーポン)がないCB等も存在します。 *2 発行体が倒産した場合等、額面で償還されないことがあります。

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

■ 信用格付けとは

- 信用格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。S&Pグローバル・レーティング社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された信用格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

| | S&Pグローバル・レーティング社 | ムーディーズ社 | 信用度 |
|--------------------|------------------|---------|-----|
| 投資適格 (BBB-以上) | AAA | Aaa | 高い |
| | AA | Aa | |
| | A | A | |
| | BBB | Baa | |
| 投資適格未満 (BBB-未満) | BB | Ba | 低い |
| | B | B | |
| | CCC | Caa | |
| | CC | Ca | |
| | C | C | |
| | D | | |

- 格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。S&Pグローバル・レーティング社の場合、AA+、AA、AA-、A+、A、A-、ムーディーズ社の場合、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3と表されます。

■ CBの運用体制[※]

- 世界各国のクレジット・アナリスト(債券運用部門)、株式アナリスト(株式運用部門)からの分析と、CB運用チーム独自の分析を統合的に活用し運用を行います。



※指定外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)／(ノンヘッジクラス)」は、UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)*が運用します。上記は、UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)におけるCB運用について記載しています。

*UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)は、グループの組織の変更を受けて、関係当局の認可等を前提に2019年6月中に、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーとなる予定です。

■ 運用プロセス



2019年3月末現在

◎ ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。
- 「年4回決算型・為替ヘッジあり」および「年4回決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

[ファンド・オブ・ファンズ方式について]

〈年4回決算型・為替ヘッジあり〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



〈年4回決算型・為替ヘッジなし〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



◎ 主な投資制限

| | |
|---|---|
| 投資信託証券への投資割合 | 制限を設けません。 |
| 同一銘柄の投資信託証券への投資割合 | 制限を設けません。 ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 |
| 株式への投資 | 直接投資は行いません。 |
| 外貨建資産への投資 | 直接投資は行いません。 |
| デリバティブの利用 | 直接利用は行いません。 |
| 一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率 | 原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。 |

◎ 分配方針

年4回の毎決算時（毎年3月、6月、9月および12月の17日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、下記1. および2. に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託会社の判断で下記と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。
 1. 計算期末の前営業日の基準価額（1万口当たり、既払分配金を加算しません。以下同じ。）が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
 2. 計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額の水準に応じて、下記の金額（1万口当たり）を分配することを目指します。

| 各計算期末の前営業日の基準価額 | 目標分配金額（1万口当たり、税引前） |
|--------------------|--------------------|
| 10,500円未満 | 基準価額水準等を勘案して決定します。 |
| 10,500円以上11,000円未満 | 250円 |
| 11,000円以上11,500円未満 | 500円 |
| 11,500円以上12,000円未満 | 750円 |
| 12,000円以上 | 1,000円 |

- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※目標分配金額は、毎計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づき決定されますので、それ以前の基準価額水準は考慮されません。したがって、基準価額が上記表の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配金をお支払いする、または、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。また、分配金の支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。上記表に記載された基準価額および目標分配金額は、将来の分配金の支払いを保証または示唆するものではなく、また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを目指しますが、計算期末の前営業日から当該計算期末までの間に基準価額が急激に変動した場合には、委託会社の判断で上記表と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。

※分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があります。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[分配イメージ]

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| | | 分配金 | | | 分配金 | | | 分配金 | | | 分配金 |

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

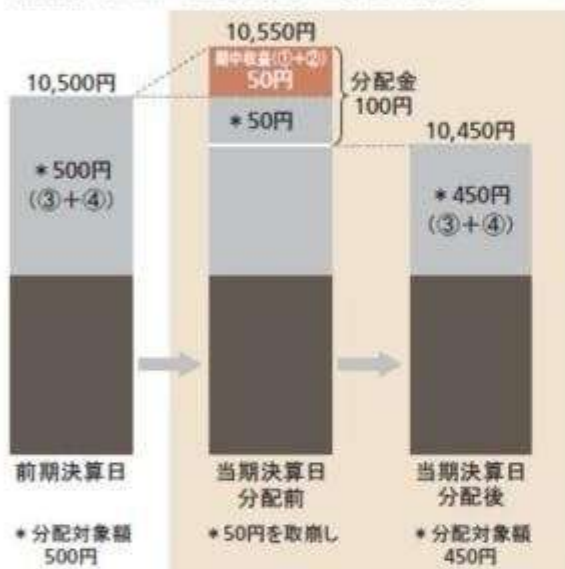
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



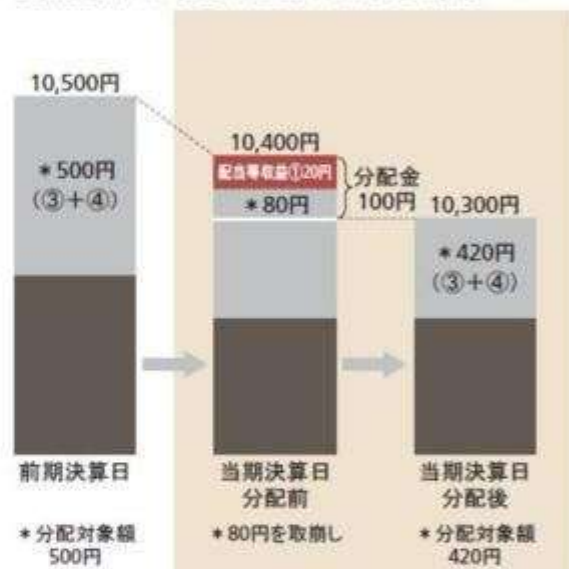
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

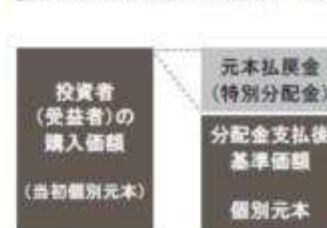
◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

信託金限度額

- ・各ファンド毎に、2,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

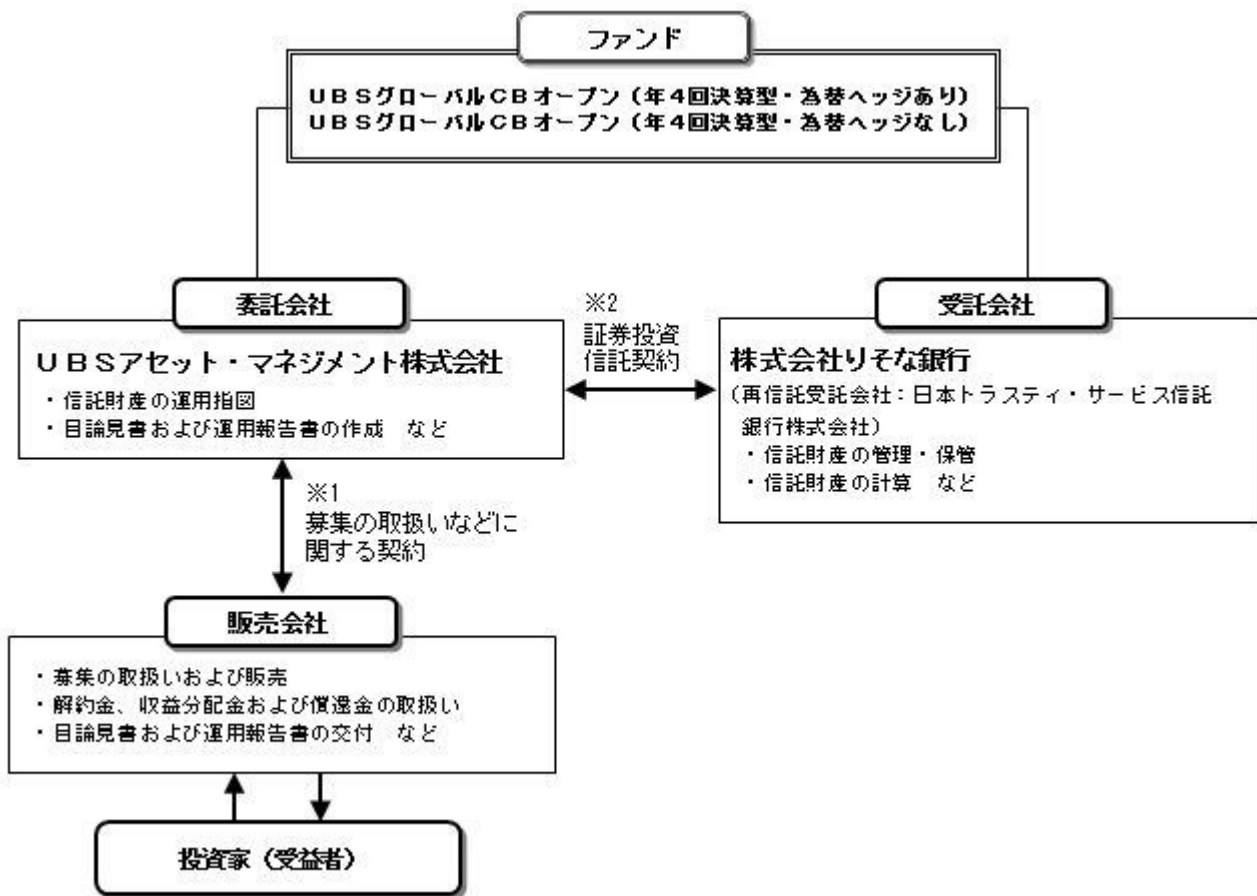
(2) 【ファンドの沿革】

2014年 9月22日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。
- ・「年4回決算型・為替ヘッジあり」および「年4回決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

[ファンド・オブ・ファンズ方式について]

<年4回決算型・為替ヘッジあり>

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



<年4回決算型・為替ヘッジなし>

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



委託会社の概況（2019年3月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

- 1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 所有株数 | 所有比率 |
|--------------------------|---------------------------------------|---------|------|
| UBSアセット・マネジメント・エ イ・ジー | スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45 | 21,600株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）>

指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB - 未満）の銘柄への投資も行います。

収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし） >

指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB - 未満）の銘柄への投資も行います。

収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、委託会社（指定外国投資信託の投資運用会社を含む）が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。）

（2）【投資対象】

< UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり） >

< UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし） >

外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（注）（以下「指定外国投資信託」といいます。）および国内籍投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）の受益権を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

1）特定資産

イ）有価証券

ロ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ハ）金銭債権

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（注）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1）短期社債等

2）コマーシャル・ペーパー

3）外国または外国のものの発行する証券または証書で、1）～2）の証券または証書の性質を有するもの

4）外国法人が発行する譲渡性預金証書

5）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項

の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができます。

イ) 預金

ロ) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ) コール・ローン

ニ) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

資金の借入を行うことができます。

上記（注）については、下の表より該当項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

| 年4回決算型・為替ヘッジあり | 年4回決算型・為替ヘッジなし |
|----------------|----------------|
| (円ヘッジクラス) | (ノンヘッジクラス) |

投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

| | |
|----------------------|---|
| 投資信託証券の名称 | UBS (CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）/（ノンヘッジクラス） |
| 形態 | ケイマン諸島籍外国投資信託（円建て） |
| 運用の基本方針 | 世界各国の転換社債等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、指定外国投資信託の投資運用会社が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。） |
| 主な投資対象 | 主として世界各国の転換社債等を投資対象とします。 |
| 管理報酬等 ^(注) | <p>申込手数料：なし 解約手数料：なし 受託報酬及び管理事務代行報酬等： 指定外国投資信託の受託報酬、保管・事務管理報酬については、純資産総額に応じて、年率または固定金額のいずれかが適用されます。 受託報酬（年率0.01%、ただし、年10,000米ドル相当額を下回る場合は、10,000米ドル相当額） 保管・事務管理報酬（年率0.07%、ただし、年40,000米ドル相当額を下回る場合は、40,000米ドル相当額） 名義書換代行報酬（年率0.01%） 運用報酬（年率0.50%） 信託財産留保額：換金時の基準価額に対し0.30%を乗じて得た額 その他費用：法務費用、監査費用及びその他諸費用（法令により必要とされる書類の作成、届出、交付にかかる費用、受益権の管理事務等に関する費用等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産から支弁することができるものとします。また、売買委託手数料、信託事務の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 指定外国投資信託の設定に関する費用は指定外国投資信託が負担し、3年を超えない期間にわたって償却されます。</p> |
| 関係会社の名称 | 投資運用会社：UBS AG, UBSアセット・マネジメント（チューリッヒ）* |

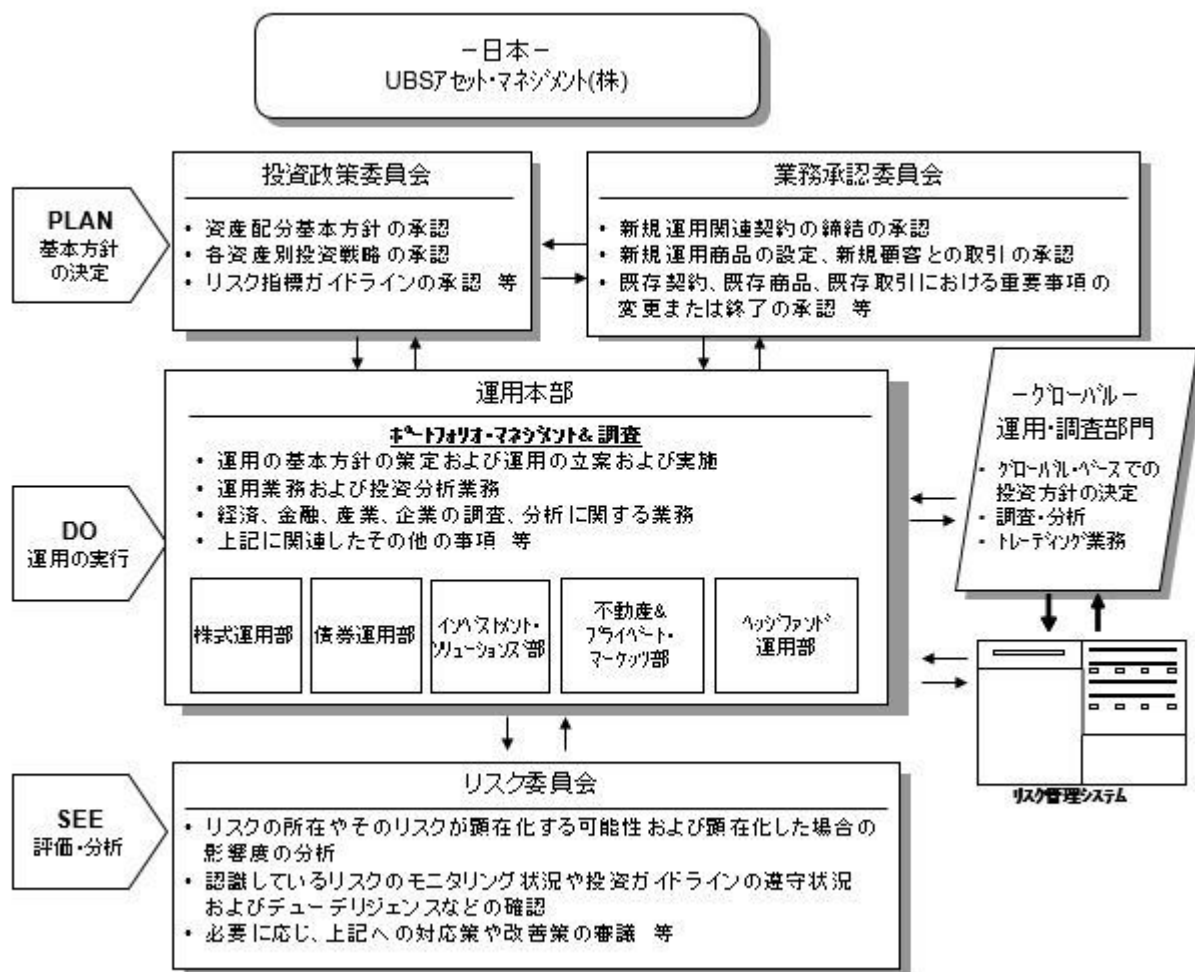
*UBS AG, UBSアセット・マネジメント（チューリッヒ）は、グループの組織の変更を受けて、関係当局の認可等を前提に2019年6月中に、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーとなる予定です。

| | |
|-----------|--|
| 投資信託証券の名称 | UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け） |
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 内外の円建て公社債を主要投資対象とします。 |
| 信託報酬等 | <p>申込手数料：なし 解約手数料：なし</p> <p>信託報酬：年率0.0432%（税抜年率0.04%） *消費税率が10%になった場合は、年率0.044%となります。</p> <p>その他費用（注）：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等</p> |
| 関係会社の名称 | 委託会社：UBSアセット・マネジメント株式会社 |

（注）信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規

定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の12名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2019年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年4回の毎決算時（毎年3月、6月、9月および12月の17日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、上記1)の分配対象額の範囲内で、下記イ)およびロ)に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託会社の判断で下記と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。
 - イ) 計算期末の前営業日の基準価額（1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。）が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

ロ）計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額の水準に応じて、下記の金額（1万口当たり）を分配することを目指します。

| 各計算期末の前営業日の基準価額 | 目標分配金額（1万口当たり、税引前） |
|--------------------|--------------------|
| 10,500円未満 | 基準価額水準等を勘案して決定します。 |
| 10,500円以上11,000円未満 | 250円 |
| 11,000円以上11,500円未満 | 500円 |
| 11,500円以上12,000円未満 | 750円 |
| 12,000円以上 | 1,000円 |

3）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

目標分配金額は、毎計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づき決定されますので、それ以前の基準価額水準は考慮されません。したがって、基準価額が上記表の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配金をお支払いする、または、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。また、分配金の支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。上記表に記載された基準価額および目標分配金額は、将来の分配金の支払いを保証または示唆するものではなく、また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを目指しますが、計算期末の前営業日から当該計算期末までの間に基準価額が急激に変動した場合には、委託会社の判断で上記表と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。

分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があります。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（2）コースの選択」をご参照下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

<UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）>

<UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）>

- 1）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 3）株式への直接投資は行いません。
- 4）外貨建資産への直接投資は行いません。
- 5）デリバティブの直接利用は行いません。
- 6）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7）資金の借入

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ

（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

1）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

転換社債等の価格変動リスク

転換社債等の価格は、主に発行体の株価変動、金利変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。組入れられた転換社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。転換社債等の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されません。

1）株価変動リスク

転換社債等の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債等の転換価格が発行体の株式の時価に近いとき、または下回っているときに、転換社債等の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

2）金利変動リスク

転換社債等の価格は、金利変動によっても変動します。一般的に転換社債等の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

3）信用リスク

転換社債等の価格は、発行体の信用力の変化によっても変動します。転換社債等の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行が生じた場合、あるいはそのような

状況が予想される局面となった場合には、転換社債等の価格は大きく下落することがあります。また、当ファンドでは信用格付けが投資適格未満（BBB - 未満）の転換社債等への投資を行います。当該転換社債等は、信用度が高い転換社債等と比較して、高い利回りを享受することが期待できる一方で、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

為替変動リスク

< UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり） >

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全な為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けます。また、円金利が当該実質外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となる場合があります。

< UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし） >

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

短期金融商品等の信用リスク

ファンド資産を短期金融商品等で実質的に運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

< その他の留意点 >

買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日がチューリッヒ、ロンドン、もしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日には、当該買付または換金のお申込は受け付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金のお申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

< 投資信託に関する一般的リスク >

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況に

よっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

<投資信託に関する一般的な留意事項>

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) リスク管理体制

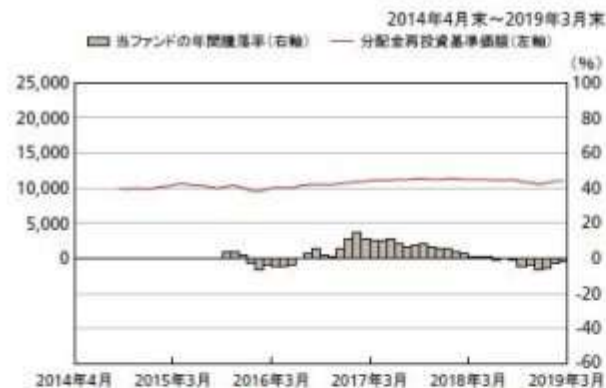
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

上記体制は2019年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

[年4回決算型・為替ヘッジあり]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



2014年4月 2015年3月 2016年3月 2017年3月 2018年3月 2019年3月

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2015年9月から2019年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[年4回決算型・為替ヘッジなし]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

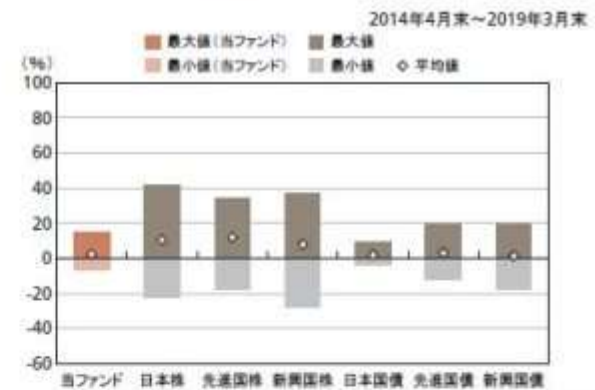


2014年4月 2015年3月 2016年3月 2017年3月 2018年3月 2019年3月

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2015年9月から2019年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

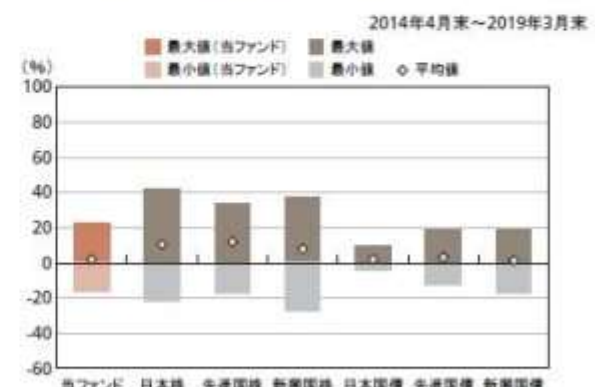
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 最大値 | 14.7 | 41.9 | 34.1 | 37.2 | 9.3 | 19.3 | 19.3 |
| 最小値 | △ 6.6 | △ 22.0 | △ 17.5 | △ 27.4 | △ 4.0 | △ 12.3 | △ 17.4 |
| 平均値 | 2.3 | 10.5 | 12.0 | 7.9 | 2.0 | 3.2 | 1.4 |

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2014年4月から2019年3月の5年間(当ファンドは2015年9月から2019年3月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 最大値 | 22.4 | 41.9 | 34.1 | 37.2 | 9.3 | 19.3 | 19.3 |
| 最小値 | △ 16.6 | △ 22.0 | △ 17.5 | △ 27.4 | △ 4.0 | △ 12.3 | △ 17.4 |
| 平均値 | 1.9 | 10.5 | 12.0 | 7.9 | 2.0 | 3.2 | 1.4 |

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2014年4月から2019年3月の5年間(当ファンドは2015年9月から2019年3月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株：MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。
- ・MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みます。)につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%^{*}(税抜3.0%)が上限となっております。
 - *消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。
 - ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことでです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.026%^{*}(税抜0.95%)の率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、1.045%となります。

信託報酬の配分

信託報酬の配分(年率)は、以下の通りとします。

$$\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$$

| 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-------|-------|-------|-------|
| 0.95% | 0.20% | 0.70% | 0.05% |

| 役務の内容 | |
|-------|---|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 |

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が、指定外国投資信託の純資産総額に対して年率0.59%程度（委託会社が試算した概算値、2019年3月末現在）がかかります。

したがって、当ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して年率1.616%程度^{*}となります。

*消費税率が10%になった場合は、年率1.635%程度となります。

（ご参考・概算値）

（表内の料率については年率表示）

| | |
|---------------|---|
| 投資対象とする投資信託証券 | 指定外国投資信託においては、純資産総額に応じて以下のいずれかの料率が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・0.59%程度 ・0.58%程度 + 年10,000米ドル相当額 ・0.51%程度 + 年50,000米ドル相当額 |
|---------------|---|

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- １．受益権の管理事務に関連する費用
- ２．有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- ３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- ５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- ６．ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1. から6. の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1. から6. の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記 から の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

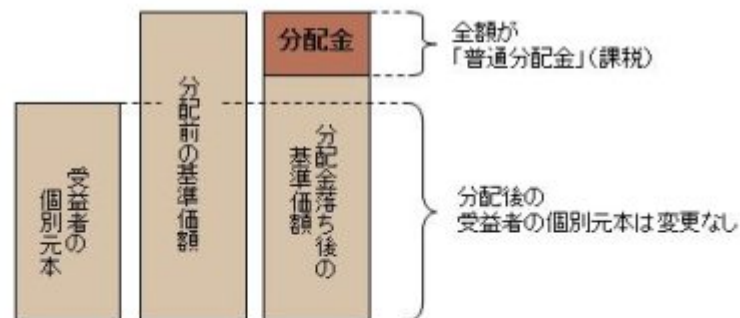
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

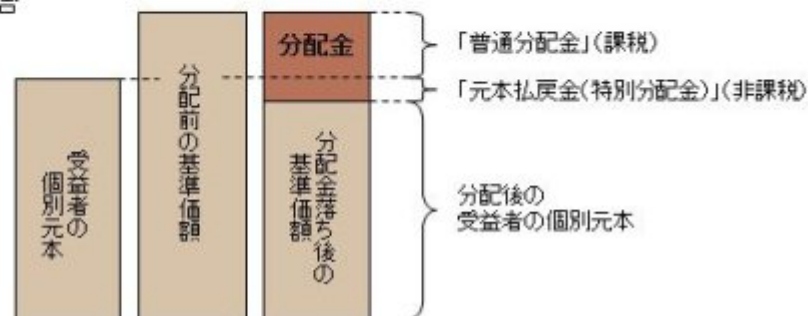
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は2019年3月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【UBSグローバルCBオープン(年4回決算型・為替ヘッジあり)】

以下の運用状況は2019年3月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------------|------|------------|---------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン | 42,655,651 | 97.07 |
| | 日本 | 995,500 | 2.27 |
| | 小計 | 43,651,151 | 99.34 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 291,585 | 0.66 |
| 合計（純資産総額） | | 43,942,736 | 100.00 |

（注）「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 （円） | 帳簿価額 金額 （円） | 評価額 単価 （円） | 評価額 金額 （円） | 投資 比率 （％） |
|------|--------------|----------------------------------|------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| ケイマン | 投資信託受益 証券 | UBS(CAY)グローバルCBファンド（円 ヘッジクラス） | 45,616,139 | 0.94 | 42,879,170 | 0.93 | 42,655,651 | 97.07 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | U B S 短期円金利ファンド（適格機 関投資家向け） | 1,000,000 | 0.9955 | 995,500 | 0.9955 | 995,500 | 2.27 |

（注）「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.34 |
| 合計 | 99.34 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|--------------------------|------------|------|--------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1特定期間末 (2015年 3月17日) | 227 | 229 | 1.0128 | 1.0228 |

| | | | | | |
|---------|---------------|-----|-----|--------|--------|
| 第2特定期間末 | (2015年 9月17日) | 255 | 255 | 0.9937 | 0.9937 |
| 第3特定期間末 | (2016年 3月17日) | 220 | 220 | 0.9557 | 0.9557 |
| 第4特定期間末 | (2016年 9月20日) | 251 | 252 | 1.0128 | 1.0178 |
| 第5特定期間末 | (2017年 3月17日) | 127 | 129 | 1.0228 | 1.0428 |
| 第6特定期間末 | (2017年 9月19日) | 123 | 125 | 1.0262 | 1.0412 |
| 第7特定期間末 | (2018年 3月19日) | 59 | 60 | 1.0159 | 1.0259 |
| 第8特定期間末 | (2018年 9月18日) | 58 | 58 | 0.9970 | 0.9970 |
| 第9特定期間末 | (2019年 3月18日) | 44 | 44 | 0.9885 | 0.9885 |
| | 2018年 3月末日 | 59 | | 1.0076 | |
| | 4月末日 | 59 | | 1.0098 | |
| | 5月末日 | 59 | | 1.0107 | |
| | 6月末日 | 59 | | 0.9988 | |
| | 7月末日 | 58 | | 0.9968 | |
| | 8月末日 | 58 | | 0.9957 | |
| | 9月末日 | 59 | | 1.0028 | |
| | 10月末日 | 57 | | 0.9733 | |
| | 11月末日 | 51 | | 0.9662 | |
| | 12月末日 | 43 | | 0.9390 | |
| | 2019年 1月末日 | 44 | | 0.9593 | |
| | 2月末日 | 44 | | 0.9812 | |
| | 3月末日 | 43 | | 0.9817 | |

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|--------|-------------------------|--------------|
| 第1特定期間 | 2014年 9月22日～2015年 3月17日 | 0.0100 |
| 第2特定期間 | 2015年 3月18日～2015年 9月17日 | 0.0150 |
| 第3特定期間 | 2015年 9月18日～2016年 3月17日 | 0.0000 |
| 第4特定期間 | 2016年 3月18日～2016年 9月20日 | 0.0050 |
| 第5特定期間 | 2016年 9月21日～2017年 3月17日 | 0.0350 |
| 第6特定期間 | 2017年 3月18日～2017年 9月19日 | 0.0350 |
| 第7特定期間 | 2017年 9月20日～2018年 3月19日 | 0.0100 |
| 第8特定期間 | 2018年 3月20日～2018年 9月18日 | 0.0050 |
| 第9特定期間 | 2018年 9月19日～2019年 3月18日 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|--------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2014年 9月22日～2015年 3月17日 | 2.3 |
| 第2特定期間 | 2015年 3月18日～2015年 9月17日 | 0.4 |

| | | |
|--------|-------------------------|-----|
| 第3特定期間 | 2015年 9月18日～2016年 3月17日 | 3.8 |
| 第4特定期間 | 2016年 3月18日～2016年 9月20日 | 6.5 |
| 第5特定期間 | 2016年 9月21日～2017年 3月17日 | 4.4 |
| 第6特定期間 | 2017年 3月18日～2017年 9月19日 | 3.8 |
| 第7特定期間 | 2017年 9月20日～2018年 3月19日 | 0.0 |
| 第8特定期間 | 2018年 3月20日～2018年 9月18日 | 1.4 |
| 第9特定期間 | 2018年 9月19日～2019年 3月18日 | 0.9 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|--------|-------------------------|-------------|-------------|
| 第1特定期間 | 2014年 9月22日～2015年 3月17日 | 237,451,300 | 13,267,878 |
| 第2特定期間 | 2015年 3月18日～2015年 9月17日 | 69,951,710 | 36,649,354 |
| 第3特定期間 | 2015年 9月18日～2016年 3月17日 | 49,591,984 | 76,450,919 |
| 第4特定期間 | 2016年 3月18日～2016年 9月20日 | 43,581,980 | 26,039,711 |
| 第5特定期間 | 2016年 9月21日～2017年 3月17日 | 6,702,180 | 130,326,816 |
| 第6特定期間 | 2017年 3月18日～2017年 9月19日 | 9,851,363 | 13,712,194 |
| 第7特定期間 | 2017年 9月20日～2018年 3月19日 | 689,997 | 62,499,147 |
| 第8特定期間 | 2018年 3月20日～2018年 9月18日 | 597,403 | 484,404 |
| 第9特定期間 | 2018年 9月19日～2019年 3月18日 | 155,351 | 13,781,390 |

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2019年 3月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン | 205,834,253 | 94.29 |
| | 日本 | 10,950,500 | 5.02 |
| | 小計 | 216,784,753 | 99.31 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 1,512,906 | 0.69 |
| 合計（純資産総額） | | 218,297,659 | 100.00 |

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|--------------|-------------------------------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| ケイマン | 投資信託受益 証券 | UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス) | 192,656,546 | 1.08 | 208,069,069 | 1.06 | 205,834,253 | 94.29 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | U B S 短期円金利ファンド(適格機関投資家向け) | 11,000,000 | 0.9955 | 10,950,500 | 0.9955 | 10,950,500 | 5.02 |

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.31 |
| 合計 | 99.31 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-----------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1特定期間末 (2015年 3月17日) | 1,549 | 1,580 | 1.0251 | 1.0451 |
| 第2特定期間末 (2015年 9月17日) | 1,084 | 1,084 | 1.0108 | 1.0108 |
| 第3特定期間末 (2016年 3月17日) | 791 | 791 | 0.9288 | 0.9288 |
| 第4特定期間末 (2016年 9月20日) | 696 | 696 | 0.8986 | 0.8986 |
| 第5特定期間末 (2017年 3月17日) | 535 | 538 | 1.0045 | 1.0095 |
| 第6特定期間末 (2017年 9月19日) | 479 | 488 | 1.0377 | 1.0577 |
| 第7特定期間末 (2018年 3月19日) | 340 | 340 | 0.9975 | 0.9975 |
| 第8特定期間末 (2018年 9月18日) | 279 | 279 | 1.0113 | 1.0113 |
| 第9特定期間末 (2019年 3月18日) | 231 | 231 | 1.0012 | 1.0012 |
| 2018年 3月末日 | 334 | | 0.9938 | |
| 4月末日 | 313 | | 1.0157 | |
| 5月末日 | 293 | | 1.0020 | |
| 6月末日 | 286 | | 0.9959 | |

| | | | |
|------------|-----|--|--------|
| 7月末日 | 284 | | 1.0027 |
| 8月末日 | 279 | | 1.0047 |
| 9月末日 | 277 | | 1.0261 |
| 10月末日 | 264 | | 0.9892 |
| 11月末日 | 245 | | 0.9892 |
| 12月末日 | 227 | | 0.9492 |
| 2019年 1月末日 | 229 | | 0.9622 |
| 2月末日 | 228 | | 0.9912 |
| 3月末日 | 218 | | 0.9863 |

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|--------|-------------------------|--------------|
| 第1特定期間 | 2014年 9月22日～2015年 3月17日 | 0.0400 |
| 第2特定期間 | 2015年 3月18日～2015年 9月17日 | 0.0250 |
| 第3特定期間 | 2015年 9月18日～2016年 3月17日 | 0.0000 |
| 第4特定期間 | 2016年 3月18日～2016年 9月20日 | 0.0000 |
| 第5特定期間 | 2016年 9月21日～2017年 3月17日 | 0.0200 |
| 第6特定期間 | 2017年 3月18日～2017年 9月19日 | 0.0250 |
| 第7特定期間 | 2017年 9月20日～2018年 3月19日 | 0.0100 |
| 第8特定期間 | 2018年 3月20日～2018年 9月18日 | 0.0100 |
| 第9特定期間 | 2018年 9月19日～2019年 3月18日 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|--------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2014年 9月22日～2015年 3月17日 | 6.5 |
| 第2特定期間 | 2015年 3月18日～2015年 9月17日 | 1.0 |
| 第3特定期間 | 2015年 9月18日～2016年 3月17日 | 8.1 |
| 第4特定期間 | 2016年 3月18日～2016年 9月20日 | 3.3 |
| 第5特定期間 | 2016年 9月21日～2017年 3月17日 | 14.0 |
| 第6特定期間 | 2017年 3月18日～2017年 9月19日 | 5.8 |
| 第7特定期間 | 2017年 9月20日～2018年 3月19日 | 2.9 |
| 第8特定期間 | 2018年 3月20日～2018年 9月18日 | 2.4 |
| 第9特定期間 | 2018年 9月19日～2019年 3月18日 | 1.0 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|--------|---------------------------|---------------|-------------|
| 第1特定期間 | 2014年 9月22日 ~ 2015年 3月17日 | 1,937,862,314 | 425,834,468 |
| 第2特定期間 | 2015年 3月18日 ~ 2015年 9月17日 | 91,714,068 | 530,517,948 |
| 第3特定期間 | 2015年 9月18日 ~ 2016年 3月17日 | 43,689,002 | 265,162,812 |
| 第4特定期間 | 2016年 3月18日 ~ 2016年 9月20日 | 1,731,980 | 78,622,670 |
| 第5特定期間 | 2016年 9月21日 ~ 2017年 3月17日 | 11,365,008 | 252,952,287 |
| 第6特定期間 | 2017年 3月18日 ~ 2017年 9月19日 | 10,490,666 | 81,634,667 |
| 第7特定期間 | 2017年 9月20日 ~ 2018年 3月19日 | 2,142,834 | 123,170,200 |
| 第8特定期間 | 2018年 3月20日 ~ 2018年 9月18日 | 603,240 | 65,434,109 |
| 第9特定期間 | 2018年 9月19日 ~ 2019年 3月18日 | 119,177 | 45,607,515 |

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

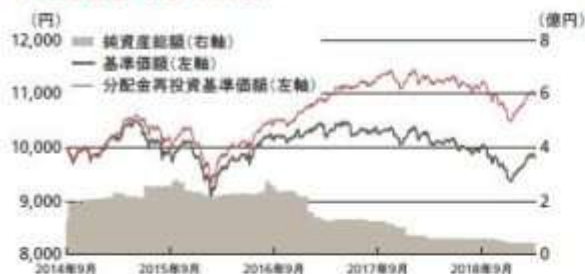
運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

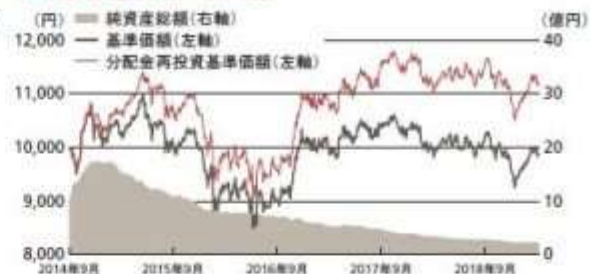
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2019年3月29日現在)

年4回決算型・為替ヘッジあり



年4回決算型・為替ヘッジなし



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

| 年4回決算型・為替ヘッジあり | 年4回決算型・為替ヘッジなし |
|----------------|----------------|
| 2018年3月 100円 | 2018年3月 0円 |
| 2018年6月 50円 | 2018年6月 100円 |
| 2018年9月 0円 | 2018年9月 0円 |
| 2018年12月 0円 | 2018年12月 0円 |
| 2019年3月 0円 | 2019年3月 0円 |
| 設定未累計 1,150円 | 設定未累計 1,300円 |

主要な資産の状況 (2019年3月29日現在)

組入上位10銘柄

| 銘柄名 | 償還期限 | 利率 | 国名または地域 | 投資比率 |
|---------------------|------------|--------|---------|------|
| 1 イントゥ・プロパティーズ | 2022/11/1 | 2.875% | イギリス | 1.4% |
| 2 ドイツ銀行 | 2023/5/1 | 1.000% | アメリカ | 1.4% |
| 3 リバティ・メディア | 2023/10/15 | 1.375% | アメリカ | 1.2% |
| 4 グランビア | 2021/6/9 | 1.375% | アイルランド | 1.2% |
| 5 レノボ・グループ | 2024/1/24 | 3.375% | 中国 | 1.2% |
| 6 エンカピス・ファイナンス(永久債) | 2023/8/30 | 5.250% | ドイツ | 1.2% |
| 7 チョンサン・グループ | 2023/5/23 | 0.000% | 中国 | 1.2% |
| 8 JPMorgan・チェース・バンク | 2021/1/11 | 0.000% | スイス | 1.2% |
| 9 セブン・グループ | 2025/3/5 | 2.200% | オーストラリア | 1.2% |
| 10 ヴァレオ | 2021/6/16 | 0.000% | フランス | 1.2% |

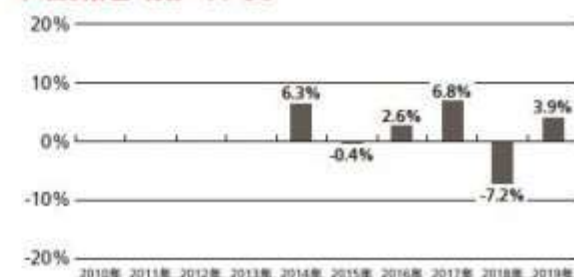
※投資比率は、「UBS(CAY)グローバルCBファンド」の純資産総額に占める割合。
※「年4回決算型・為替ヘッジあり」はファンドの純資産総額に対し「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」を97.07%、「年4回決算型・為替ヘッジなし」はファンドの純資産総額に対し「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)」を94.29%組入れています。

年間収益率の推移 (2019年3月29日現在)

年4回決算型・為替ヘッジあり



年4回決算型・為替ヘッジなし



※2014年については、当初設定日(2014年9月22日)から年末までの騰落率。2019年は、年初から3月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
- ・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）
UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）
販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 申込単位（当初元本1口＝1円）

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< UBSアセット・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

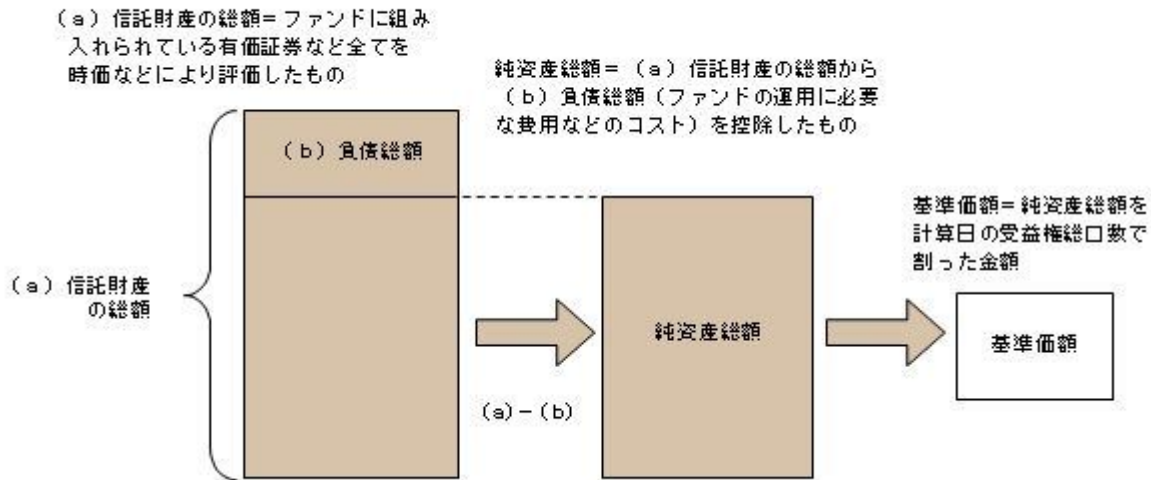
(1)【資産の評価】

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2024年9月17日までとします（2014年9月22日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月18日から6月17日、6月18日から9月17日、9月18日から12月17日、および12月18日から翌年3月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回るようになった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

八）やむを得ない事情が発生したとき

- 2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

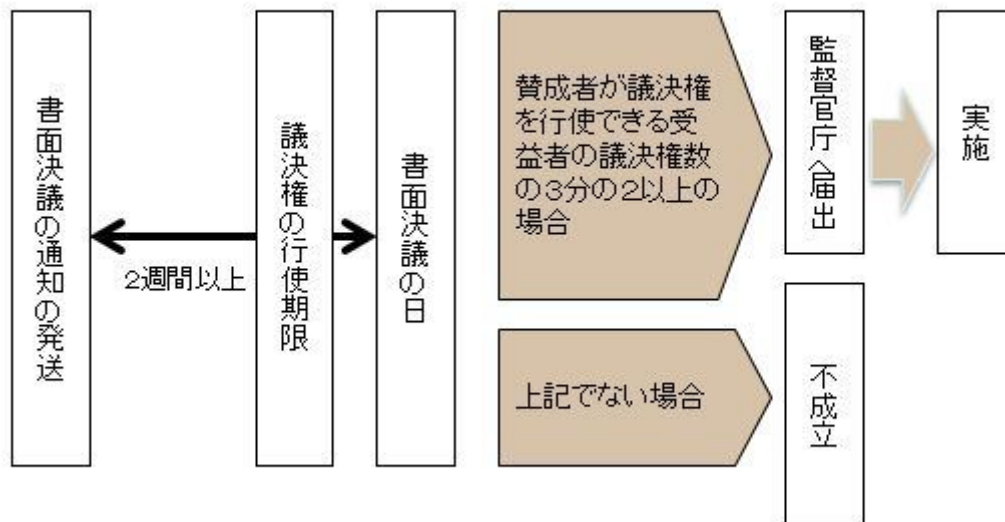
信託約款の変更など

- 1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3）書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）

UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2018年9月19日から2019年3月18日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【U B S グローバルC B オープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期 2018年 9月18日現在 | 当期 2019年 3月18日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 1,132,226 | 618,506 |
| 投資信託受益証券 | 57,843,189 | 44,544,843 |
| 流動資産合計 | 58,975,415 | 45,163,349 |
| 資産合計 | 58,975,415 | 45,163,349 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | - | 200,000 |
| 未払受託者報酬 | 8,012 | 5,952 |
| 未払委託者報酬 | 144,216 | 107,106 |
| 未払利息 | 3 | 1 |
| その他未払費用 | 12,113 | 9,042 |
| 流動負債合計 | 164,344 | 322,101 |
| 負債合計 | 164,344 | 322,101 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 58,987,494 | 45,361,455 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 176,423 | 520,207 |
| （分配準備積立金） | 2,344,492 | 2,461,124 |
| 元本等合計 | 58,811,071 | 44,841,248 |
| 純資産合計 | 58,811,071 | 44,841,248 |
| 負債純資産合計 | 58,975,415 | 45,163,349 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 前期 | | 当期 | |
|---|--------|----------------------------|--------|----------------------------|
| | 自 至 | 2018年 3月20日 2018年 9月18日 | 自 至 | 2018年 9月19日 2019年 3月18日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 1,590,356 | | 947,281 |
| 有価証券売買等損益 | | 2,084,824 | | 1,586,427 |
| 営業収益合計 | | 494,468 | | 639,146 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 249 | | 159 |
| 受託者報酬 | | 16,064 | | 13,395 |
| 委託者報酬 | | 289,095 | | 240,962 |
| その他費用 | | 21,889 | | 17,969 |
| 営業費用合計 | | 327,297 | | 272,485 |
| 営業利益又は営業損失() | | 821,765 | | 911,631 |
| 経常利益又は経常損失() | | 821,765 | | 911,631 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 821,765 | | 911,631 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | | 5,332 | | 358,427 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 934,798 | | 176,423 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 6,063 | | 213,206 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | - | | 213,206 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 6,063 | | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 4,750 | | 3,786 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 4,750 | | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | 3,786 |
| 分配金 | | 296,101 | | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 176,423 | | 520,207 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------------|--|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1)特定期間末日の取扱い 2018年 9月17日が休日のため、前特定期間末日を2018年 9月18日としております。 また2019年 3月17日が休日のため、当特定期間末日を2019年 3月18日としております。 このため、当特定期間は181日となっております。 (2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 前期 2018年 9月18日現在 | 当期 2019年 3月18日現在 |
|----|-------------------------------------|--|--|
| 1. | 特定期間末日における受益権の総数 | 58,987,494口 | 45,361,455口 |
| 2. | 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は176,423円です。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は520,207円です。 |
| 3. | 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.9970円 (9,970円) | 0.9885円 (9,885円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 自 2018年 3月20日 至 2018年 9月18日 | | 当期 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月18日 | |
|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 分配金の計算過程 | | 分配金の計算過程 | |
| 自 2018年 3月20日 至 2018年 6月18日 | | 自 2018年 9月19日 至 2018年12月17日 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 199,057円 | A | 費用控除後の配当等収益額 619,565円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C | 収益調整金額 1,804,535円 | C | 収益調整金額 1,496,486円 |
| D | 分配準備積立金額 1,387,871円 | D | 分配準備積立金額 1,958,461円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 3,391,463円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 4,074,512円 |
| F | 10,000口当たり収益分配対象額 572円 | F | 10,000口当たり収益分配対象額 834円 |

| | | | | | |
|---|---------------------------|------------|---|---------------------------|------------|
| G | 10,000口当たり分配金額 | 50円 | G | 10,000口当たり分配金額 | 0円 |
| H | 収益分配金金額 | 296,101円 | H | 収益分配金金額 | 0円 |
| | 自 2018年 6月19日 | | | 自 2018年12月18日 | |
| | 至 2018年 9月18日 | | | 至 2019年 3月18日 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 1,062,932円 | A | 費用控除後の配当等収益額 | 61,019円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 1,803,389円 | C | 収益調整金額 | 1,393,274円 |
| D | 分配準備積立金額 | 1,281,560円 | D | 分配準備積立金額 | 2,400,105円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 | 4,147,881円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 | 3,854,398円 |
| F | 10,000口当たり収益分配対象額 | 703円 | F | 10,000口当たり収益分配対象額 | 849円 |
| G | 10,000口当たり分配金額 | 0円 | G | 10,000口当たり分配金額 | 0円 |
| H | 収益分配金金額 | 0円 | H | 収益分配金金額 | 0円 |

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期 | 当期 |
|--------------------------|---|--------------------------------|
| | 自 2018年 3月20日 至 2018年 9月18日 | 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月18日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債、転換証券、為替予約取引です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 | 同左 |

| | | |
|-------------------|--|----|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p> | 同左 |
|-------------------|--|----|

. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 2018年 9月18日現在 | 当期 2019年 3月18日現在 |
|---------------------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> |

| | | |
|--|-------------------------------|----|
| | デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。 | 同左 |
|--|-------------------------------|----|

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 2018年 9月18日現在 | 当期 2019年 3月18日現在 |
|----------|----------------------------|----------------------------|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 投資信託受益証券 | 1,715,866 | 1,910,378 |
| 合計 | 1,715,866 | 1,910,378 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 前期 自 2018年 3月20日 至 2018年 9月18日 | 当期 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月18日 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 元本の推移 | |
| 期首元本額 | 58,874,495円 | 58,987,494円 |
| 期中追加設定元本額 | 597,403円 | 155,351円 |
| 期中一部解約元本額 | 484,404円 | 13,781,390円 |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|----------|------------------------------|------------|------------|----|
| 投資信託受益証券 | UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け) | 1,000,000 | 995,500 | |
| | UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス) | 46,255,277 | 43,549,343 | |
| 合計 | | 47,255,277 | 44,544,843 | |

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【U B S グローバルC B オープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）】

（ 1 ）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期 2018年 9月18日現在 | 当期 2019年 3月18日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 9,527,275 | 5,713,008 |
| 投資信託受益証券 | 270,732,636 | 228,473,599 |
| 未収入金 | 2,293,100 | - |
| 流動資産合計 | 282,553,011 | 234,186,607 |
| 資産合計 | 282,553,011 | 234,186,607 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | - | 2,500,000 |
| 未払解約金 | 2,372,036 | - |
| 未払受託者報酬 | 38,677 | 30,715 |
| 未払委託者報酬 | 696,151 | 552,820 |
| 未払利息 | 26 | 16 |
| その他未払費用 | 58,794 | 47,051 |
| 流動負債合計 | 3,165,684 | 3,130,602 |
| 負債合計 | 3,165,684 | 3,130,602 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 276,269,951 | 230,781,613 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 3,117,376 | 274,392 |
| （分配準備積立金） | 19,969,157 | 19,473,550 |
| 元本等合計 | 279,387,327 | 231,056,005 |
| 純資産合計 | 279,387,327 | 231,056,005 |
| 負債純資産合計 | 282,553,011 | 234,186,607 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 前期 | | 当期 | |
|---|--------|----------------------------------|--------|----------------------------------|
| | 自 至 | 2018年 3月20日 2018年 9月18日 | 自 至 | 2018年 9月19日 2019年 3月18日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 6,783,444 | | 3,782,974 |
| 受取利息 | | 28 | | - |
| 有価証券売買等損益 | | 1,938,400 | | 5,989,611 |
| 営業収益合計 | | 8,721,872 | | 2,206,637 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 1,442 | | 1,299 |
| 受託者報酬 | | 81,145 | | 65,783 |
| 委託者報酬 | | 1,460,451 | | 1,184,033 |
| その他費用 | | 110,262 | | 89,555 |
| 営業費用合計 | | 1,653,300 | | 1,340,670 |
| 営業利益又は営業損失() | | 7,068,572 | | 3,547,307 |
| 経常利益又は経常損失() | | 7,068,572 | | 3,547,307 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 7,068,572 | | 3,547,307 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | | 273,905 | | 674,364 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 840,715 | | 3,117,376 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 228,421 | | 313,524 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 222,700 | | 313,341 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 5,721 | | 183 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 135,538 | | 283,565 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 135,538 | | 281,543 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | 2,022 |
| 分配金 | | 2,929,459 | | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 3,117,376 | | 274,392 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1) 特定期間末日の取扱い 2018年 9月17日が休日のため、前特定期間末日を2018年 9月18日としております。 また2019年 3月17日が休日のため、当特定期間末日を2019年 3月18日としております。 このため、当特定期間は181日となっております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 前期 2018年 9月18日現在 | 当期 2019年 3月18日現在 |
|----|-------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 1. | 特定期間末日における受益権の総数 | 276,269,951口 | 230,781,613口 |
| 2. | 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0113円 (10,113円) | 1.0012円 (10,012円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 自 2018年 3月20日 至 2018年 9月18日 | | 当期 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月18日 | |
|--|------------------------------|--|------------------------------|
| 分配金の計算過程 自 2018年 3月20日 至 2018年 6月18日 | | 分配金の計算過程 自 2018年 9月19日 至 2018年12月17日 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 1,362,501円 | A | 費用控除後の配当等収益額 2,583,313円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C | 収益調整金額 2,737,589円 | C | 収益調整金額 2,317,405円 |
| D | 分配準備積立金額 18,107,221円 | D | 分配準備積立金額 17,763,408円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 22,207,311円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 22,664,126円 |
| F | 10,000口当たり収益分配対象額 758円 | F | 10,000口当たり収益分配対象額 925円 |
| G | 10,000口当たり分配金額 100円 | G | 10,000口当たり分配金額 0円 |
| H | 収益分配金金額 2,929,459円 | H | 収益分配金金額 0円 |

| 自 2018年 6月19日 至 2018年 9月18日 | | 自 2018年12月18日 至 2019年 3月18日 | |
|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 4,355,874円 | A 費用控除後の配当等収益額 257,367円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C | 収益調整金額 | 2,610,957円 | C 収益調整金額 2,189,797円 |
| D | 分配準備積立金額 | 15,613,283円 | D 分配準備積立金額 19,216,183円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 | 22,580,114円 | E 当ファンドの分配対象収益額 21,663,347円 |
| F | 10,000口当たり収益分配対象額 | 817円 | F 10,000口当たり収益分配対象額 938円 |
| G | 10,000口当たり分配金額 | 0円 | G 10,000口当たり分配金額 0円 |
| H | 収益分配金金額 | 0円 | H 収益分配金金額 0円 |

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期 | 当期 |
|-------------------------|--|--------------------------------|
| | 自 2018年 3月20日 至 2018年 9月18日 | 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月18日 |
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債、転換証券です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 | 同左 |

| | | |
|-------------------|--|----|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p> | 同左 |
|-------------------|--|----|

. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 2018年 9月18日現在 | 当期 2019年 3月18日現在 |
|---------------------------------------|--|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> |

| | | |
|--|-------------------------------|----|
| | デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。 | 同左 |
|--|-------------------------------|----|

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 2018年 9月18日現在 | 当期 2019年 3月18日現在 |
|----------|----------------------------|----------------------------|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 投資信託受益証券 | 3,869,326 | 8,951,593 |
| 合計 | 3,869,326 | 8,951,593 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

| 項目 | 前期 自 2018年 3月20日 至 2018年 9月18日 | 当期 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月18日 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 元本の推移 | |
| 期首元本額 | 341,100,820円 | 276,269,951円 |
| 期中追加設定元本額 | 603,240円 | 119,177円 |
| 期中一部解約元本額 | 65,434,109円 | 45,607,515円 |

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|----------|-------------------------------|-------------|-------------|----|
| 投資信託受益証券 | UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け） | 11,000,000 | 10,950,500 | |
| | UBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス） | 200,445,171 | 217,523,099 | |
| 合計 | | 211,445,171 | 228,473,599 | |

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第4期決算日（2018年9月18日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

| | |
|--------|---------------|
| | 自 2017年 9月20日 |
| | 至 2018年 9月18日 |
| 営業収益 | |
| 営業収益合計 | - |

| | |
|---|--------|
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 11,224 |
| 受託者報酬 | 3,695 |
| 委託者報酬 | 1,401 |
| その他費用 | 222 |
| 営業費用合計 | 16,542 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 16,542 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 16,542 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 16,542 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 28,767 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 分配金 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 45,309 |

組入資産明細表（2018年9月18日現在）

2018年9月18日現在、UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）における組入資産はありません。

ケイマン籍外国投資信託 UBS（CAY）グローバルCBファンドの運用状況

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び投資資産の明細は、2017年11月30日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

| 損益計算書 | 2017年11月30日終了年度 円 |
|-----------------------------------|----------------------|
| 収益 | |
| 受取利息 | 898,447,521 |
| 配当収入 | 27,688,138 |
| その他収益 | 403,457 |
| 金融資産・負債及び外国為替取引に係る実現利益（損失） | 191,814,790 |
| 金融資産・負債及び外国為替取引に係る未実現評価益（評価損）の変動額 | 1,801,092,516 |
| 収益合計 | 2,919,446,422 |
| 費用 | |
| 投資管理費用 | 136,564,214 |
| 管理費用 | 21,749,160 |
| 保管費用 | 10,622,554 |
| 専門家費用 | 7,810,755 |
| 名義書換事務代行費用 | 4,231,873 |
| 信託費用 | 2,731,275 |
| 登録費用 | 10,021 |
| 取引費用 | 2,456 |
| その他費用 | 30,473 |
| 費用合計 | 183,752,781 |
| 営業利益（損失） | 2,735,693,641 |
| 金融費用 | |
| 解約可能受益者への分配金 | (1,432,725,430) |
| 分配後税引前利益（損失） | 1,302,968,211 |
| 源泉徴収税 | (21,726,206) |
| 解約可能受益者に属する純資産の増減額 | 1,281,242,005 |

2017年11月30日現在の投資資産

| | 額面 | 銘柄 | 対純資産比率（%） | 評価額 |
|-----|-----------|---------------------------------|-----------|---------------|
| | | 固定利付証券（93.0%） | | |
| | | オーストリア（1.6%） | | |
| | | 転換社債（1.6%） | | |
| | | CA Immobilien Anlagen AG | | |
| EUR | 800,000 | 0.75% due 04/04/25 | 0.5 | ¥ 109,199,047 |
| | | Steinhoff Finance Holdings GmbH | | |
| EUR | 1,900,000 | 1.25% due 08/11/22 | 1.1 | 219,608,970 |

| | | | | | |
|-----|------------|--|-----|------------|---------------|
| | | 転換社債合計 | | | 328,808,017 |
| | | オーストリア合計 | | | 328,808,017 |
| | | ベルギー (2.0%) | | | |
| | | 転換社債 (2.0%) | | | |
| | | BNP Paribas Fortis SA | | | |
| EUR | 1,750,000 | 1.67% due 12/29/49 | 1.0 | | 200,228,274 |
| | | Greenyard Fresh Holding BE NV | | | |
| EUR | 1,200,000 | 3.75% due 12/22/21 | 1.0 | | 194,761,783 |
| | | 転換社債合計 | | | 394,990,057 |
| | | ベルギー合計 | | | 394,990,057 |
| | | カナダ (2.0%) | | | |
| | | 転換社債 (2.0%) | | | |
| | | Just Energy Group, Inc. | | | |
| USD | 1,800,000 | 6.50% due 07/29/19 | 1.0 | | 196,896,844 |
| | | SSR Mining, Inc. | | | |
| USD | 1,886,000 | 2.88% due 02/01/33 | 1.0 | | 204,721,241 |
| | | 転換社債合計 | | | 401,618,085 |
| | | カナダ合計 | | | 401,618,085 |
| | | 中国 (6.0%) | | | |
| | | 転換社債 (6.0%) | | | |
| | | China Lodging Group, Ltd. | | | |
| USD | 1,283,000 | 0.38% due 11/01/22 | 0.7 | | 136,933,810 |
| | | China Mengniu Dairy Co., Ltd. | | | |
| USD | 1,800,000 | 0.00% due 06/05/22 | 1.0 | | 200,673,638 |
| | | Ctrip.com International, Ltd. | | | |
| USD | 1,931,000 | 1.25% due 09/15/22 | 1.1 | | 222,841,318 |
| | | Harvest International Co. | | | |
| HKD | 12,000,000 | 0.00% due 11/21/22 | 0.9 | | 171,491,378 |
| | | Shanghai Port Group BVI Holding Co., Ltd. | | | |
| USD | 1,800,000 | 0.00% due 08/09/22 | 1.0 | | 200,925,424 |
| | | Strategic International Group, Ltd. | | | |
| EUR | 650,000 | 0.00% due 07/21/22 | 0.5 | | 103,056,267 |
| | | Vipshop Holdings, Ltd. | | | |
| USD | 1,523,000 | 1.50% due 03/15/19 | 0.8 | | 166,383,568 |
| | | 転換社債合計 | | | 1,202,305,403 |
| | | 中国合計 | | | 1,202,305,403 |
| | | フランス (3.1%) | | | |
| | | 転換社債 (3.1%) | | | |
| | | Korian SA | | | |
| EUR | 4,489,100 | 2.50% due 12/29/49 | 1.3 | | 263,551,312 |
| | | Neopost SA | | | |
| EUR | 2,039,700 | 3.38% due 12/29/49 | 0.8 | | 156,490,279 |
| | | | | | |
| | 額面 | 銘柄 | | 対純資産比率 (%) | 評価額 |
| | | Unibail-Rodamco SE | | | |
| EUR | 430,000 | 0.00% due 01/01/22 | 1.0 | ¥ | 196,685,629 |
| | | 転換社債合計 | | | 616,727,220 |
| | | フランス合計 | | | 616,727,220 |
| | | ドイツ (3.6%) | | | |
| | | 転換社債 (3.6%) | | | |
| | | Consus Real Estate AG | | | |
| EUR | 800,000 | 4.00% due 11/29/22 | 0.5 | | 104,742,487 |
| | | Deutsche Wohnen SE | | | |
| EUR | 1,500,000 | 0.33% due 07/26/24 | 1.1 | | 212,754,007 |
| | | RAG-Stiftung | | | |
| EUR | 1,400,000 | 0.00% due 03/16/23 | 1.0 | | 201,372,435 |
| | | Rocket Internet SE | | | |
| EUR | 1,500,000 | 3.00% due 07/22/22 | 1.0 | | 205,648,864 |
| | | 転換社債合計 | | | 724,517,793 |
| | | ドイツ合計 | | | 724,517,793 |
| | | 香港 (5.4%) | | | |
| | | 転換社債 (5.4%) | | | |
| | | Asia View, Ltd. | | | |
| USD | 1,750,000 | 1.50% due 08/08/19 | 1.1 | | 213,556,701 |
| | | Baosteel Hong Kong Investment Co., Ltd. | | | |
| USD | 1,800,000 | 0.00% due 12/01/18 | 1.1 | | 212,004,019 |
| | | China Overseas Finance Investment Cayman V, Ltd. | | | |
| USD | 1,800,000 | 0.00% due 01/05/23 | 1.0 | | 210,996,874 |
| | | Haitong International Securities Group, Ltd. | | | |
| HKD | 10,000,000 | 0.00% due 10/25/21 | 0.7 | | 146,146,190 |
| | | Johnson Electric Holdings, Ltd. | | | |
| USD | 2,000,000 | 1.00% due 04/02/21 | 1.3 | | 252,066,008 |
| | | REXLot Holdings, Ltd. ± | | | |
| HKD | 2,902,118 | 4.50% due 04/17/19 | 0.2 | | 33,265,376 |
| | | 転換社債合計 | | | 1,068,035,168 |
| | | 香港合計 | | | 1,068,035,168 |
| | | インド (2.3%) | | | |
| | | 転換社債 (2.3%) | | | |
| | | Larsen & Toubro, Ltd. | | | |
| USD | 2,100,000 | 0.68% due 10/22/19 | 1.2 | | 242,638,012 |
| | | Sintex Industries, Ltd. | | | |

| | | | | |
|-----|-----------|---|-----|---|
| USD | 1,600,000 | 7.00% due 05/25/22 転換社債合計 インド合計 インドネシア (0.9%) 転換社債 (0.9%) Delta Investment Horizon International, Ltd. | 1.1 | 213,067,116 455,705,128 455,705,128 |
| USD | 1,600,000 | 3.00% due 05/26/20 転換社債合計 インドネシア合計 アイルランド (1.0%) 転換社債 (1.0%) Glanbia Co-operative Society, Ltd. | 0.9 | 177,928,947 177,928,947 177,928,947 |
| EUR | 1,400,000 | 1.38% due 06/09/21 転換社債合計 アイルランド合計 | 1.0 | 197,169,393 197,169,393 197,169,393 |

| | 額面 | 銘柄 | 対純資産比率 (%) | 評価額 |
|-----|-----------|--|------------|---|
| EUR | 700,000 | イタリア (0.5%) 転換社債 (0.5%) Beni Stabili SpA SIIQ 0.88% due 01/31/21 転換社債合計 イタリア合計 ルクセンブルグ (4.5%) 転換社債 (4.5%) Ageasfinlux SA | 0.5 | ¥ 97,884,189 97,884,189 97,884,189 |
| EUR | 2,500,000 | 1.02% due 12/29/49 Corestate Capital Holding SA | 1.1 | 213,487,872 |
| EUR | 1,600,000 | 1.38% due 11/28/22 FF Group Finance Luxembourg SA | 1.1 | 213,914,848 |
| EUR | 1,900,000 | 1.75% due 07/03/19 Klockner & Co. Financial Services SA | 1.2 | 245,911,343 |
| EUR | 1,600,000 | 2.00% due 09/08/23 転換社債合計 ルクセンブルグ合計 マルタ (1.0%) 転換社債 (1.0%) Brait SE | 1.1 | 219,668,346 892,982,409 892,982,409 |
| GBP | 1,500,000 | 2.75% due 09/18/20 転換社債合計 マルタ合計 メキシコ (0.9%) 転換社債 (0.9%) America Movil SAB de CV | 1.0 | 205,975,191 205,975,191 205,975,191 |
| EUR | 1,400,000 | 0.00% due 05/28/20 転換社債合計 メキシコ合計 オランダ (5.6%) 転換社債 (5.6%) Amorim Energia BV | 0.9 | 185,400,874 185,400,874 185,400,874 |
| EUR | 1,500,000 | 3.38% due 06/03/18 Capital Stage Finance BV | 1.1 | 211,753,283 |
| EUR | 1,800,000 | 5.25% due 12/29/49 Koninklijke BAM Groep NV | 1.3 | 253,083,201 |
| EUR | 1,500,000 | 3.50% due 06/13/21 OCI NV | 1.1 | 223,561,831 |
| EUR | 1,600,000 | 3.88% due 09/25/18 Yandex NV | 1.1 | 214,634,302 |
| USD | 1,856,000 | 1.13% due 12/15/18 転換社債合計 オランダ合計 ノルウェー (1.0%) 転換社債 (1.0%) Ship Finance International, Ltd. | 1.0 | 206,008,149 1,109,040,766 1,109,040,766 |
| USD | 1,723,000 | 5.75% due 10/15/21 転換社債合計 ノルウェー合計 | 1.0 | 204,742,574 204,742,574 204,742,574 |

| | 額面 | 銘柄 | 対純資産比率 (%) | 評価額 |
|-----|-----------|--|------------|---|
| USD | 1,400,000 | ロシア (0.8%) 転換社債 (0.8%) Abigrove, Ltd. 0.00% due 02/16/22 転換社債合計 ロシア合計 シンガポール (2.1%) 転換社債 (2.1%) CapitaLand, Ltd. | 0.8 | ¥ 165,675,350 165,675,350 165,675,350 |
| SGD | 2,500,000 | 1.85% due 06/19/20 Suntec Real Estate Investment Trust | 1.0 | 204,993,002 |

| | | | | |
|-----|---------------|--|-------------------|---|
| SGD | 2,500,000 | 1.75% due 11/30/24 転換社債合計 シンガポール合計 南アフリカ (0.8%) 転換社債 (0.8%) Rengro Jersey GBP, Ltd. | 1.1 | 206,835,239 411,828,241 411,828,241 |
| GBP | 1,100,000 | 2.63% due 03/22/21 転換社債合計 南アフリカ合計 韓国 (2.1%) 転換社債 (2.1%) GS Engineering & Construction Corp. | 0.8 | 161,396,085 161,396,085 161,396,085 |
| USD | 1,800,000 | 4.50% due 07/21/21 Kakao Corp. | 1.1 | 216,385,099 |
| KRW | 1,800,000,000 | 0.00% due 05/11/21 転換社債合計 韓国合計 スペイン (1.1%) 転換社債 (1.1%) Sacyr SA | 1.0 | 205,917,532 422,302,631 422,302,631 |
| EUR | 1,600,000 | 4.00% due 05/08/19 転換社債合計 スペイン合計 スイス (2.3%) 転換社債 (2.3%) Implen AG | 1.1 | 212,689,427 212,689,427 212,689,427 |
| CHF | 2,090,000 | 0.50% due 06/30/22 Santhera Pharmaceuticals Holding AG | 1.3 | 253,066,885 |
| CHF | 2,225,000 | 5.00% due 02/17/22 転換社債合計 スイス合計 台湾 (1.9%) 転換社債 (1.9%) Neo Solar Power Corp. | 1.0 | 206,021,943 459,088,828 459,088,828 |
| USD | 600,000 | 0.00% due 10/27/19 Siliconware Precision Industries Co., Ltd. | 0.3 | 67,478,714 |
| USD | 1,500,000 | 0.00% due 10/31/19 Zhen Ding Technology Holding, Ltd. | 1.0 | 196,435,236 |
| USD | 1,000,000 | 0.00% due 06/26/19 転換社債合計 台湾合計 | 0.6 | 116,884,770 380,798,720 380,798,720 |
| | <u>額面</u> | <u>銘柄</u> | <u>対純資産比率 (%)</u> | <u>評価額</u> |
| THB | 56,000,000 | タイ (1.0%) 転換社債 (1.0%) Bangkok Dusit Medical Services PCL 0.00% due 09/18/19 転換社債合計 タイ合計 アラブ首長国連邦 (3.1%) 転換社債 (3.1%) Aabar Investments PJSC | 1.0 | ¥ 206,986,548 206,986,548 206,986,548 |
| EUR | 1,800,000 | 1.00% due 03/27/22 DP World, Ltd. | 1.0 | 206,674,407 |
| USD | 1,800,000 | 1.75% due 06/19/24 First Abu Dhabi Bank PJSC | 1.1 | 210,493,301 |
| USD | 1,800,000 | 1.00% due 03/12/18 転換社債合計 アラブ首長国連邦合計 イギリス (5.9%) 転換社債 (5.9%) African Minerals, Ltd. ± | 1.0 | 200,421,851 617,589,559 617,589,559 |
| USD | 1,200,000 | 8.50% due 02/10/17 Balfour Beatty Finance No.2, Ltd. | 0.0 | 13,429 |
| GBP | 1,400,000 | 1.88% due 12/03/18 Carillion Finance Jersey, Ltd. | 1.0 | 209,951,546 |
| GBP | 1,700,000 | 2.50% due 12/19/19 Hurricane Energy Plc. | 0.3 | 51,503,265 |
| USD | 800,000 | 7.50% due 07/24/22 Intu Jersey 2, Ltd. | 0.4 | 90,866,858 |
| GBP | 1,500,000 | 2.88% due 11/01/22 Intu Jersey, Ltd. | 1.1 | 211,314,867 |
| GBP | 800,000 | 2.50% due 10/04/18 Premier Oil Finance Jersey, Ltd. | 0.6 | 119,851,128 |
| USD | 1,060,000 | 2.50% due 05/31/22 Sirius Minerals Finance, Ltd. | 0.6 | 120,398,587 |
| USD | 800,000 | 8.50% due 11/28/23 St Modwen Properties Securities Jersey, Ltd. | 0.6 | 115,933,578 |
| GBP | 1,000,000 | 2.88% due 03/06/19 Tullow Oil Jersey, Ltd. | 0.8 | 151,252,971 |
| USD | 800,000 | 6.63% due 07/12/21 | 0.5 | 105,190,698 |

| | | | | | |
|-----|-----------|------------------------------------|-------------------|---|------------------|
| | | 轉換社債合計 | | | 1,176,276,927 |
| | | イギリス合計 | | | 1,176,276,927 |
| | | アメリカ (30.5%) | | | |
| | | 轉換社債 (30.5%) | | | |
| | | Ares Capital Corp. | | | |
| USD | 1,973,000 | 3.75% due 02/01/22 | 1.1 | | 225,618,311 |
| | | Cardtronics, Inc. | | | |
| USD | 1,840,000 | 1.00% due 12/01/20 | 0.9 | | 183,899,078 |
| | | CenterPoint Energy, Inc. | | | |
| USD | 34,830 | 3.40% due 09/15/29 | 1.3 | | 260,899,020 |
| | | Cobalt International Energy, Inc. | | | |
| USD | 3,283,000 | 2.63% due 12/01/19 | 0.2 | | 38,575,331 |
| | | Empire State Realty OP LP | | | |
| USD | 1,655,000 | 2.63% due 08/15/19 | 1.0 | | 203,491,545 |
| | | | | | |
| | <u>額面</u> | <u>銘柄</u> | <u>対純資産比率 (%)</u> | | <u>評価額</u> |
| | | Ensco Jersey Finance, Ltd. | | | |
| USD | 2,212,000 | 3.00% due 01/31/24 | 1.0 | ¥ | 206,071,935 |
| | | GNC Holdings, Inc. | | | |
| USD | 1,327,000 | 1.50% due 08/15/20 | 0.3 | | 63,668,488 |
| | | Goldman Sachs BDC, Inc. | | | |
| USD | 2,100,000 | 4.50% due 04/01/22 | 1.2 | | 240,241,007 |
| | | Hercules Capital, Inc. | | | |
| USD | 1,900,000 | 4.38% due 02/01/22 | 1.1 | | 217,403,435 |
| | | IAS Operating Partnership LP | | | |
| USD | 1,887,000 | 5.00% due 03/15/18 | 1.1 | | 213,276,379 |
| | | Iconix Brand Group, Inc. | | | |
| USD | 2,100,000 | 1.50% due 03/15/18 | 1.0 | | 197,400,416 |
| | | Integrated Device Technology, Inc. | | | |
| USD | 1,658,000 | 0.88% due 11/15/22 | 1.1 | | 209,078,682 |
| | | Intel Corp. | | | |
| USD | 841,000 | 3.25% due 08/01/39 | 1.0 | | 203,046,863 |
| | | Jefferies Group LLC | | | |
| USD | 2,100,000 | 3.88% due 11/01/29 | 1.2 | | 237,056,750 |
| | | KEYW Holding Corp. | | | |
| USD | 1,375,000 | 2.50% due 07/15/19 | 0.7 | | 140,405,802 |
| | | Liberty Interactive LLC | | | |
| USD | 3,300,000 | 3.50% due 01/15/31 | 1.1 | | 210,724,105 |
| USD | 2,506,000 | 4.00% due 11/15/29 | 1.0 | | 199,108,087 |
| | | Liberty Media Corp. | | | |
| USD | 2,007,000 | 1.38% due 10/15/23 | 1.3 | | 264,368,810 |
| | | Neurocrine Biosciences, Inc. | | | |
| USD | 1,504,000 | 2.25% due 05/15/24 | 1.0 | | 206,384,150 |
| | | ON Semiconductor Corp. | | | |
| USD | 1,900,000 | 1.63% due 10/15/23 | 1.3 | | 255,409,170 |
| | | Pacira Pharmaceuticals, Inc. | | | |
| USD | 1,323,000 | 2.38% due 04/01/22 | 0.8 | | 154,805,108 |
| | | PDL BioPharma, Inc. | | | |
| USD | 1,806,000 | 4.00% due 02/01/18 | 1.0 | | 202,100,426 |
| | | PTC Therapeutics, Inc. | | | |
| USD | 470,000 | 3.00% due 08/15/22 | 0.2 | | 40,005,337 |
| | | SEACOR Holdings, Inc. | | | |
| USD | 958,000 | 3.00% due 11/15/28 | 0.5 | | 100,571,679 |
| | | Spirit Realty Capital, Inc. | | | |
| USD | 2,016,000 | 3.75% due 05/15/21 | 1.2 | | 232,086,490 |
| | | Starwood Waypoint Homes | | | |
| USD | 1,285,000 | 3.50% due 01/15/22 | 0.8 | | 164,738,495 |
| | | SunPower Corp. | | | |
| USD | 1,884,000 | 0.75% due 06/01/18 | 1.1 | | 207,666,581 |
| | | Teladoc, Inc. | | | |
| USD | 1,100,000 | 3.00% due 12/15/22 | 0.7 | | 140,944,345 |
| | | VEREIT, Inc. | | | |
| USD | 1,752,000 | 3.75% due 12/15/20 | 1.0 | | 202,674,499 |
| | | Web.com Group, Inc. | | | |
| USD | 1,855,000 | 1.00% due 08/15/18 | 1.0 | | 206,286,373 |
| | | Whiting Petroleum Corp. | | | |
| USD | 2,108,000 | 1.25% due 04/01/20 | 1.1 | | 212,306,162 |
| | | | | | |
| | <u>額面</u> | <u>銘柄</u> | <u>対純資産比率 (%)</u> | | <u>評価額</u> |
| | | Wright Medical Group, Inc. | | | |
| USD | 2,058,000 | 2.00% due 02/15/20 | 1.2 | ¥ | 242,103,386 |
| | | 轉換社債合計 | | | 6,082,416,245 |
| | | アメリカ合計 | | | 6,082,416,245 |
| | | 固定利付証券合計 (Cost ¥18,418,154,560) | | | ¥ 18,560,879,775 |
| | | 優先株式 (1.1%) | | | |
| | | アメリカ (1.1%) | | | |
| | | Wells Fargo & Co. | | | |
| USD | 1,457 | 7.50% | 1.1 | | 218,277,273 |
| | | アメリカ合計 | | | 218,277,273 |
| | | 優先株式合計 (Cost ¥199,926,928) | | | ¥ 218,277,273 |

2017年11月30日時点の未決済為替予約取引（対純資産比率 - 0.2%）

| 買 | 相手方 | 約定金額 | 予約期日 | 売 | 約定金額 | 未実現評価益 | 未実現評価損 | 未実現純益(純損) |
|-----|----------------------------------|---------------|------------|-----|-------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| EUR | Brown Brothers Harriman & Co. | 350,000 | 12/20/2017 | JPY | 46,226,950 | ¥ 483,313 | ¥ - | ¥ 483,313 |
| GBP | Brown Brothers Harriman & Co. | 260,000 | 12/20/2017 | JPY | 38,238,746 | 1,137,295 | - | 1,137,295 |
| JPY | Brown Brothers Harriman & Co. | 84,944,475 | 12/20/2017 | CHF | 750,000 | - | (564,589) | (564,589) |
| JPY | Brown Brothers Harriman & Co. | 74,580,846 | 12/20/2017 | HKD | 5,230,000 | - | (303,534) | (303,534) |
| JPY | Brown Brothers Harriman & Co. | 84,340,536 | 12/20/2017 | SGD | 1,020,000 | - | (327,846) | (327,846) |
| JPY | Brown Brothers Harriman & Co. | 46,594,155 | 12/20/2017 | THB | 13,630,000 | - | (80,411) | (80,411) |
| JPY | Brown Brothers Harriman & Co. | 258,046,761 | 12/20/2017 | GBP | 1,745,000 | - | (6,227,054) | (6,227,054) |
| JPY | JPMorgan Chase & Co. | 999,271,897 | 12/20/2017 | EUR | 7,555,000 | - | (9,002,492) | (9,002,492) |
| JPY | JPMorgan Chase & Co. | 2,413,396,097 | 12/20/2017 | USD | 21,700,000 | - | (12,811,416) | (12,811,416) |
| USD | HSBC Bank Plc. | 404,264 | 12/11/2017 | KRW | 460,000,000 | - | (2,065,831) | (2,065,831) |
| USD | Brown Brothers Harriman & Co. | 120,000 | 12/20/2017 | JPY | 13,442,904 | - | (26,089) | (26,089) |
| USD | Brown Brothers Harriman & Co. | 115,000 | 12/20/2017 | JPY | 12,845,420 | 12,362 | - | 12,362 |
| USD | Goldman Sachs Group, Inc. | 1,230,000 | 12/20/2017 | JPY | 136,646,973 | 875,388 | - | 875,388 |
| | | | | | | ¥ <u>2,508,358</u> | ¥ <u>(31,409,262)</u> | ¥ <u>(28,900,904)</u> |

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 3月29日現在です。

【UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|-------------|
| 資産総額 | 44,169,645円 |
| 負債総額 | 226,909円 |
| 純資産総額（ - ） | 43,942,736円 |
| 発行済口数 | 44,762,317口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.9817円 |

【UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 220,373,065円 |
| 負債総額 | 2,075,406円 |
| 純資産総額（ - ） | 218,297,659円 |
| 発行済口数 | 221,319,527口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.9863円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止

期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

| | |
|------------------------|----------------|
| 2019年3月末現在の委託会社の資本金の額： | 2,200,000,000円 |
| 委託会社が発行する株式総数： | 86,400株 |
| 発行済株式総数： | 21,600株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減： | 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社等の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

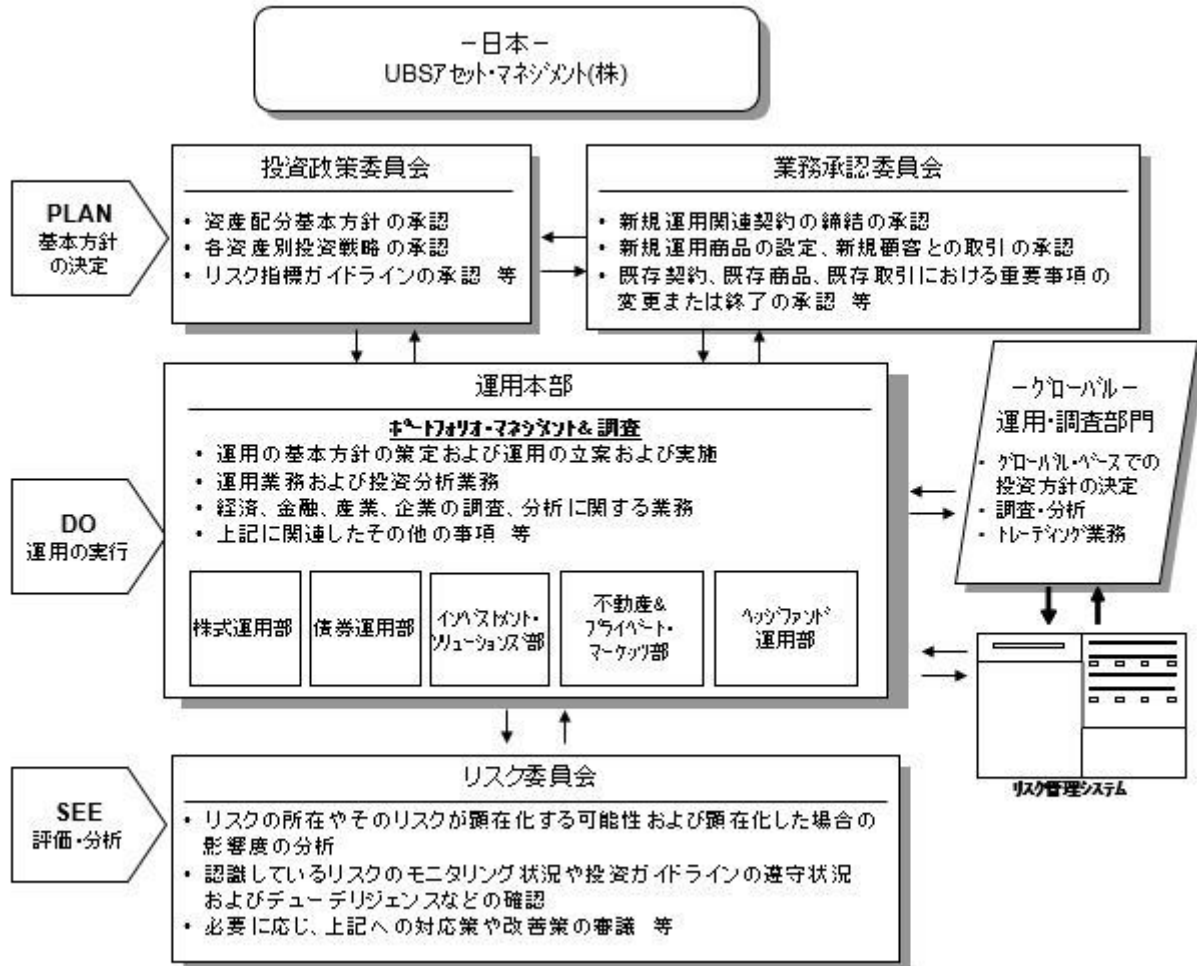
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2019年3月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年3月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|-----------|----|------------|
| 単位型株式投資信託 | 14 | 47,467 |
| 追加型株式投資信託 | 81 | 867,093 |
| 合計 | 95 | 914,560 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| 期別 | | 前事業年度 (2017年12月31日) | | 当事業年度 (2018年12月31日) | |
|---------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 (千円) | 内訳 | 金額 (千円) |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | *1 | | 3,719,875 | | 3,506,883 |
| 未収入金 | *1 | | 99,677 | | 58,517 |
| 未収委託者報酬 | | | 608,627 | | 1,143,245 |
| 未収運用受託報酬 | *1 | | 1,782,978 | | 2,050,817 |
| その他未収収益 | *1 | | 586,151 | | 571,116 |
| 前払費用 | | | 12,225 | | 16,682 |
| 繰延税金資産 | | | 267,900 | | 223,400 |
| その他 | | | 2,496 | | 512 |
| | | | 7,079,932 | | 7,571,175 |
| 流動資産計 | | | | | |
| 固定資産 | | | | | |
| 投資その他の資産 | | | 258,700 | | 205,500 |
| 投資有価証券 | | 200 | | 100 | |
| 繰延税金資産 | | 238,499 | | 185,399 | |
| ゴルフ会員権 | | 20,000 | | 20,000 | |
| | | | 258,700 | | 205,500 |
| 固定資産計 | | | | | |
| 資産合計 | | | | | |
| | | | 7,338,632 | | 7,776,676 |

| 期別 | | 前事業年度 (2017年12月31日) | | 当事業年度 (2018年12月31日) | |
|----------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 (千円) | 内訳 | 金額 (千円) |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 57,328 | | 61,156 |
| 未払費用 | *1 | | 1,565,280 | | 1,841,768 |
| 未払消費税 | | | 114,988 | | 146,096 |
| 未払法人税等 | | | 371,144 | | 508,920 |
| 賞与引当金 | | | 739,529 | | 597,449 |
| その他 | | | 17,221 | | 46,332 |
| | | | 2,865,493 | | 3,201,722 |
| 流動負債計 | | | | | |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 32,350 | | 45,752 |
| | | | 32,350 | | 45,752 |
| 固定負債計 | | | | | |
| 負債合計 | | | | | |
| | | | 2,897,843 | | 3,247,475 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 4,440,788 | | 4,529,200 |
| 利益剰余金 | | | 2,200,000 | | 2,200,000 |
| 利益準備金 | | 550,000 | 2,240,788 | 550,000 | 2,329,200 |
| その他利益剰余金 | | 1,690,788 | | 1,779,200 | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,690,788 | | 1,779,200 | |
| 評価・換算差額等 | | | 0 | | 0 |

| | | | | |
|--------------|--|---|-----------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | | 0 | | 0 |
| 純資産合計 | | | 4,440,788 | 4,529,200 |
| 負債・純資産合計 | | | 7,338,632 | 7,776,676 |

(2)【損益計算書】

| 期別 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日) | | 当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日) | |
|--------------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 内訳 | 金額 (千円) | 内訳 | 金額 (千円) |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 7,553,192 | | 7,631,579 |
| 運用受託報酬 | *1*2 | | 3,264,567 | | 3,576,959 |
| その他営業収益 | *1*3 | | 1,818,040 | | 2,075,804 |
| 営業収益計 | | | 12,635,800 | | 13,284,344 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 3,942,239 | | 3,798,816 |
| 広告宣伝費 | | | 105,687 | | 87,432 |
| 調査費 | | | 113,392 | | 101,676 |
| 営業雑経費 | | | 93,526 | | 93,408 |
| 通信費 | | 8,307 | | 4,067 | |
| 印刷費 | | 64,844 | | 61,318 | |
| 協会費 | | 16,642 | | 16,503 | |
| その他 | *1 | 3,731 | | 11,520 | |
| 営業費用計 | | | 4,254,845 | | 4,081,334 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 2,672,661 | | 2,555,201 |
| 役員報酬 | | 206,524 | | 315,203 | |
| 給料・手当 | *1 | 1,821,359 | | 1,784,362 | |
| 賞与 | | 644,777 | | 455,635 | |
| 交際費 | | | 22,847 | | 21,741 |
| 旅費交通費 | | | 94,852 | | 85,763 |
| 租税公課 | | | 75,054 | | 80,028 |
| 不動産賃借料 | | | 233,280 | | 236,883 |
| 退職給付費用 | | | 69,860 | | 234,506 |
| 事務委託費 | *1 | | 2,869,133 | | 3,174,782 |
| 諸経費 | | | 80,139 | | 99,018 |
| 一般管理費計 | | | 6,117,829 | | 6,487,925 |
| 営業利益 | | | 2,263,125 | | 2,715,083 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 4 | | 9 | |
| 雑収入 | | 93 | | 1,039 | |
| 営業外収益計 | | | 98 | | 1,048 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 為替差損 | | 32,200 | | 44,039 | |
| 雑損失 | | 353 | | 0 | |
| 営業外費用計 | | | 32,553 | | 44,039 |
| 経常利益 | | | 2,230,670 | | 2,672,092 |
| 税引前当期純利益 | | | 2,230,670 | | 2,672,092 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 654,253 | | 796,961 |
| 法人税等調整額 | | | 60,600 | | 97,600 |

| | | | | | |
|-------|--|--|-----------|--|-----------|
| 当期純利益 | | | 1,515,817 | | 1,777,531 |
|-------|--|--|-----------|--|-----------|

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|----------------|-----------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 利益 準備金 | その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 2,200,000 | 550,000 | 1,108,091 | 1,658,091 | 3,858,091 | 39 | 39 | 3,858,051 |
| 当期中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 933,120 | 933,120 | 933,120 | | | 933,120 |
| 当期純利益 | | | 1,515,817 | 1,515,817 | 1,515,817 | | | 1,515,817 |
| 株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額) | | | | | | 40 | 40 | 40 |
| 当期中の変動額合計 | | | 582,697 | 582,697 | 582,697 | 40 | 40 | 582,737 |
| 当期末残高 | 2,200,000 | 550,000 | 1,690,788 | 2,240,788 | 4,440,788 | 0 | 0 | 4,440,788 |

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|----------------|-----------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 利益 準備金 | その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 2,200,000 | 550,000 | 1,690,788 | 2,240,788 | 4,440,788 | 0 | 0 | 4,440,788 |
| 当期中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 1,689,120 | 1,689,120 | 1,689,120 | | | 1,689,120 |
| 当期純利益 | | | 1,777,531 | 1,777,531 | 1,777,531 | | | 1,777,531 |
| 株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額) | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期中の変動額合計 | | | 88,411 | 88,411 | 88,411 | 0 | 0 | 88,411 |
| 当期末残高 | 2,200,000 | 550,000 | 1,779,200 | 2,329,200 | 4,529,200 | 0 | 0 | 4,529,200 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

| 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|------------------------|------------------------|
| 829千円 | 1,131千円 |

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 税効果会計

「税効果会計にかかる会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計にかかる会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|----------|------------------------|------------------------|
| 現金・預金 | 491,408 | 1,439,141 |
| 未収入金 | 2,073 | 13,143 |
| 未収運用受託報酬 | 9 | 8 |
| その他未収収益 | 164,575 | 155,367 |
| 未払費用 | 278,614 | 61,627 |

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日 | 当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日 |
|----------|---|---|
| 運用受託報酬 | 186,422 | 52 |
| その他営業収益 | 229,742 | 297,077 |
| 営業雑経費その他 | 2,310 | 499 |
| 人件費 | 2,319 | 2,184 |
| 事務委託費 | 737,791 | 478,464 |

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日 | 当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日 |
|--------|---|---|
| 投資助言報酬 | 163,225 | 73,466 |

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 21,600 | - | - | 21,600 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額(千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|-----------|
| 2017年3月31日 定時株主総会 | 普通株式 | 933,120 | 43,200 | 2016年12月31日 | 2017年4月1日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額(千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----|-----------|-----------|----------------|-----------------|-----|-------|
|----|-----------|-----------|----------------|-----------------|-----|-------|

| | | | | | | |
|----------------|------|-----------|-----------|--------|-------------|-------------------|
| 第23期定時 株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 1,689,120 | 78,200 | 2017年12月31日 | 第23期定時 株主総会の翌日 |
|----------------|------|-----------|-----------|--------|-------------|-------------------|

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 21,600 | - | - | 21,600 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額(千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2018年3月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,689,120 | 78,200 | 2017年12月31日 | 2018年3月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額(千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------|-----------|-----------|----------------|-----------------|-------------|-------------------|
| 第24期定時 株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 368,000 | 17,037 | 2018年12月31日 | 第24期定時 株主総会の翌日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|-----------|-----------|----|
| 現金・預金 | 3,719,875 | 3,719,875 | - |
| 未収入金 | 99,677 | 99,677 | - |
| 未収委託者報酬 | 608,627 | 608,627 | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,782,978 | 1,782,978 | - |
| その他未収収益 | 586,151 | 586,151 | - |
| 資産計 | 6,797,310 | 6,797,310 | - |
| 未払費用 | 1,565,280 | 1,565,280 | - |
| 未払法人税等 | 371,144 | 371,144 | - |
| 負債計 | 1,936,424 | 1,936,424 | - |

当事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|-----------|-----------|----|
| 現金・預金 | 3,506,883 | 3,506,883 | - |
| 未収入金 | 58,517 | 58,517 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,143,245 | 1,143,245 | - |
| 未収運用受託報酬 | 2,050,817 | 2,050,817 | - |
| その他未収収益 | 571,116 | 571,116 | - |
| 資産計 | 7,330,580 | 7,330,580 | - |
| 未払費用 | 1,841,768 | 1,841,768 | - |
| 未払法人税等 | 508,920 | 508,920 | - |
| 負債計 | 2,350,688 | 2,350,688 | - |

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 |
|----------|-----------|-----|
| 現金・預金 | 3,719,875 | - |
| 未収入金 | 99,677 | - |
| 未収委託者報酬 | 608,627 | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,782,978 | - |
| その他未収収益 | 586,151 | - |
| 合計 | 6,797,310 | - |

当事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 |
|----------|-----------|-----------|
| 現金・預金 | 3,506,883 | - |
| 未収入金 | 58,517 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,143,245 | - |
| 未収運用受託報酬 | 688,306 | 1,362,511 |
| その他未収収益 | 571,116 | - |
| 合計 | 5,968,069 | 1,362,511 |

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(2017年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度(2018年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

| | |
|-------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,136,659 |
|-------------|-----------|

| | |
|----------------|-----------|
| 勤務費用 | 131,944 |
| 利息費用 | 4,792 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 37,097 |
| 退職給付の支払額 | 149,929 |
| 過去勤務費用の当期発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,086,368 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | |
|----------------|-----------|
| 年金資産の期首残高 | 993,530 |
| 期待運用収益 | 4,695 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 67,527 |
| 事業主からの拠出額 | 138,195 |
| 退職給付の支払額 | 149,929 |
| 年金資産の期末残高 | 1,054,018 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,086,368 |
| 年金資産 | 1,054,018 |
| 小計 | 32,350 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | - |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 32,350 |
| 退職給付引当金 | 32,350 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 32,350 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用 | 131,944 |
| 利息費用 | 4,792 |
| 期待運用収益 | 4,695 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 104,624 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | - |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 27,415 |

(注) 上記の他、特別退職金18,475千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|-----|------|
| 債券 | 36% |
| 株式 | 19% |
| その他 | 45% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.486%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,970千円でありました。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | |
|----------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,086,368 |
| 勤務費用 | 126,106 |
| 利息費用 | 4,529 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 33,730 |
| 退職給付の支払額 | 97,516 |
| 過去勤務費用の当期発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,085,756 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | |
|----------------|-----------|
| 年金資産の期首残高 | 1,054,018 |
| 期待運用収益 | 5,217 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 54,968 |
| 事業主からの拠出額 | 133,252 |
| 退職給付の支払額 | 97,516 |
| 年金資産の期末残高 | 1,040,003 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,085,756 |
| 年金資産 | 1,040,003 |
| 小計 | 45,752 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | - |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 45,752 |
| 退職給付引当金 | 45,752 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 45,752 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用 | 126,106 |
| 利息費用 | 4,529 |
| 期待運用収益 | 5,217 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 18,868 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | - |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 144,285 |

(注)上記の他、特別退職金65,358千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|-----|------|
| 債券 | 38% |
| 株式 | 16% |
| その他 | 46% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.450%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,862千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 19,700 | 15,200 |
| 減価償却超過額 | 20,400 | 11,600 |
| 未払事業税 | 20,100 | 23,000 |
| 株式報酬費用 | 129,000 | 85,300 |
| 退職給付引当金 | 57,100 | 61,000 |
| 賞与引当金 | 228,200 | 183,000 |
| その他 | 31,900 | 29,700 |
| 繰延税金資産小計 | 506,400 | 408,800 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産合計 | 506,400 | 408,800 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 繰延税金負債合計 | 0 | 0 |
| 繰延税金資産純額 | 506,399 | 408,799 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

| | 前事業年度 (2017年12月31日) | 当事業年度 (2018年12月31日) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | 30.86% | 30.86% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.51% | 2.08% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.07% | 0.00% |
| その他 | 1.25% | 0.54% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.05% | 33.48% |

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 2,640,642千円 | 1,288,034千円 | 1,153,931千円 | 5,082,607千円 |

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 3,413,013千円 | 1,277,515千円 | 962,235千円 | 5,652,764千円 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

| 相手先 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-------------|-------------|------------|
| UBSグループ(*1) | 2,272,388千円 | 投資運用 |

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

| 相手先 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-------------|-------------|------------|
| UBSグループ(*1) | 2,092,822千円 | 投資運用 |

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(1) 親会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関連当 事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|--|------|------------------|-------------------|---------------------------|----------------------|---------|--------------|-------|--------------|
| 親 | UBS AG (最終親会社である UBS Group AGはNYSE及 | スイス・ | 3.8億 | | | 金銭の預 入れ、資 産運用業 | 金銭の預入れ | | 現金・預金 | 491,408 |
| | | | | | | | 増加 | 5,833,063 | | |
| | | | | | | | 減少 | 6,459,229 | | |
| | | | | | | 運用受託報酬 | 186,422 | 未収入金 | 2,073 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------------------------------|--------|--------|---------|-------------|--------------------|--|---------|----------|---------|
| 会社 | びSIXに上場、UBS Asset Management AGは非上場) | チューリッヒ | スイスフラン | 銀行、証券業務 | (被所有)間接100% | 務及びそれに関する事務委託等、人件費 | その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費 | 229,742 | 未収運用受託報酬 | 9 |
| | | | | | | | | 2,975 | その他未収収益 | 164,575 |
| | | | | | | | | 737,791 | 未払費用 | 278,614 |
| | | | | | | | | 665 | | |
| | | | | | | | 2,319 | | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権 の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--------------------------------------|---|----------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|--|-------------------------|----------------------------|
| 親 会 社 の 子 会 社 等 | UBS Switzerland AG | スイス・ チュー リッヒ | 10百万 スイス フラン | 銀行 業務 | なし | 金銭の預入れ | 金銭の預入れ 増加 減少 | 164,119 208,766 | 現金・預金 | 24,418 |
| | UBS証券 株式会社 | 東京都 千代田区 大手町 | 321 億円 | 証券業 | なし | 人件費の立替 人件費、 社会保険料 などの立替 | 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) 人件費 | 201,287 224,391 108,562 7,800 | 未収入金 未払費用 | 34,377 217,221 |
| | UBS Asset Management (Australia) Ltd | オースト ラリア・ シドニー | 40百万 オースト ラリアド ル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等 | その他営業収益 事務委託費 | 113,277 141,397 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 51,971 16,548 75,784 |
| | UBS Asset Management (Singapore) Ltd | シンガ ポール | 3.9百万 シンガ ポールド ル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等 | 運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 | 90,331 61,898 147,077 | 未収運用受託報酬 未払費用 | 80,793 12,489 |
| | UBS Asset Management (UK) Ltd | 英国・ ロンドン | 125百万 英国 ポンド | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等 | その他営業収益 事務委託費 | 201,619 1,097,519 | その他未収収益 未払費用 | 48,968 498,975 |
| | UBS Asset Management (Americas) Inc. | 米国・ ウィルミ ントン | 1米国 ドル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等 | 運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 | 85,385 245,967 227,617 | その他未収収益 未払費用 | 82,849 136,776 |
| | UBS Hedge Fund Solutions LLC | 米国・ ウィルミ ントン | 10万 米国 ドル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益 | 916,470 | その他未収収益 | 253,895 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。

- 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(1) 親会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関連当 事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------------|---|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------------|--|--------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | UBS AG (最終親会社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは非上 場) | スイス・ チューリッ ヒ | 3.8億 スイス フラン | 銀行、 証券業務 | (被所有) 間接100% | 金銭の預 入れ、資 産運用業 務及びそ れに關す る事務委 託等、人 件費 | 金銭の預入れ | | 現金・預金 | 1,439,141 |
| | | | | | | | 増加 | 8,890,639 | | |
| | | | | | | | 減少 | 7,942,906 | | |
| | | | | | | | 運用受託報酬 | 52 | 未収入金 | 13,143 |
| その他営業収益 | 297,077 | 未収運用受託報酬 | 8 | | | | | | | |
| 事務委託費 | 478,464 | その他未収収益 | 155,367 | | | | | | | |
| 不動産関係費(受取) | 499 | 未払費用 | 61,627 | | | | | | | |
| 人件費 | 2,184 | | | | | | | | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関連当 事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----------|--------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|--------|--------------|------|--------------|
| 親会社 | UBS Switzerland AG | スイス・ チューリッ ヒ | 10百万 スイス フラン | 銀行 業務 | なし | 金銭の預入れ | 金銭の預入れ | | | |
| | | | | | | | 増加 | 88,949 | - | - |
| | | | | | | | 減少 | 113,367 | | |
| | | | | | | | 人件費の立替 | 321,166 | 未収入金 | 20,032 |
| 人件費、 | 234,610 | 未払費用 | 241,112 | | | | | | | |
| 社会保険料 | 67,167 | | | | | | | | | |
| などの立替 | 184 | | | | | | | | | |
| 兼業業務 | 112,457 | その他未収収益 | 17,417 | | | | | | | |
| 資産運用業務及び、 | 136,509 | 未払費用 | 34,642 | | | | | | | |
| それに関する | | | | | | | | | | |
| 事務委託等 | | | | | | | | | | |
| 兼業業務 | 153,717 | その他未収収益 | 76,557 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|--------------------|--------------------|-----------|----|--------------------------------------|----------------------------|------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 社 の 子 会 社 等 | Management (Singapore) Ltd | シンガ ポール | シンガ ポールド ル | 資産 運用業 | なし | 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等 | 事務委託費 | 95,632 | 未収入金 未払費用 | 719 13,061 |
| | UBS Asset Management (UK) Ltd | 英国・ ロンドン | 125百万 英国 ポンド | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等 | その他営業収益 事務委託費 | 227,391 1,448,396 | その他未収収益 未収入金 未払費用 | 54,328 3,164 729,550 |
| | UBS Asset Management (Americas) Inc. | 米国・ ウィルミ ントン | 50米国 ドル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等 | 運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 | 13,724 426,043 246,486 | その他未収収益 未収入金 未払費用 | 80,382 4,603 69,499 |
| | UBS Hedge Fund Solutions LLC | 米国・ ウィルミ ントン | 10万 米国 ドル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益 | 823,942 | その他未収収益 | 174,407 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日 | 当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日 |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 205,592円08銭 | 209,685円21銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 70,176円71銭 | 82,293円14銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日 | 当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日 |
|------------------|---|---|
| 当期純利益(千円) | 1,515,817 | 1,777,531 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 1,515,817 | 1,777,531 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 21,600 | 21,600 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名 称 | 資本金の額 (2018年9月末現在) | 事業の内容 |
|-----------|-----------------------|---|
| 株式会社りそな銀行 | 279,928百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 (2018年9月末現在) | 事業の内容 |
|-------------|------------------------|-------------------------------|
| 株式会社SBI証券 | 48,323百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 389億円 (2019年4月1日現在) | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 70,000百万円 | |

| | | |
|-----------|------------|---|
| 株式会社りそな銀行 | 279,928百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
|-----------|------------|---|

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな

らない旨の記載。

- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年3月18日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）の2018年9月19日から2019年3月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）の2019年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）の2018年9月19日から2019年3月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）の2019年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。